第二期品川区
子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度
（2020年度～2024年度）

しながわ観光大使
cinnamoroll

令和２年４月

品川区

第二期品川区子ども･子育て支援事業計画の策定にあたって

品川区は、平成17年度に「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定し、子育てしやすい地域環境の整備を進めてまいりました。さらに、すくすく赤ちゃん訪問や親育ちワークショップ等の子育て支援事業、多様な保育事業、そして小中一貫教育の推進をはじめとする特色ある教育など、子育て関連事業を充実させております。

また、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、平成27年度から平成31年度までの５年間を計画期間とする「第一期品川区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育・教育・子育て支援に関する整備を実施しました。

平成29年度は中間年度における計画の見直しを行い、「妊娠・出産・育児」の切れ目ない支援のための「しながわネウボラネットワーク」や、お子さんの障害の有無にかかわらずともに地域で育つための取組みなどを追加し、計画を改訂してきたところです。

今回、第一期計画が終了することから、令和２年度から６年度までの５年間について、新たな「第二期品川区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。区における乳幼児人口の増加、ニーズ調査による意向の分析、幼児教育・保育の無償化や、他施策との連携などを踏まえ、子育ての現状や今後の将来傾向についても十分の考慮をしております。

また、子ども・子育て会議の委員の皆様には、内容や量の見込みなどについて検討し、活発なご審議にて素案をまとめていただきましたことに対し、厚くお礼申し上げる次第です。

品川区は、新しい長期基本計画のもと、誰もが安心して子どもを生み、楽しく子育てが出来るまちをめざし、地域とともに、「子どもの笑顔があふれるまちの実現」に向け、未来を担う子どもたちの育成支援をより一層充実してまいります。計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取組みを進めてまいりますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和２年４月

品川区長　濱　野　　健

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
1　計画策定の趣旨 1
2　計画の位置づけと性格 2
3　計画の期間 3
4　計画の策定体制等 4
（１）計画の策定体制 4
（２）子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う意向調査 4
（３）パブリックコメントの実施 4
5　子ども・子育て支援新制度の概要 5
（１）子ども・子育て支援新制度の概要 5
（２）子ども・子育て支援給付 5
（３）教育・保育施設と地域型保育事業 6
（４）認定 7
（５）地域子ども・子育て支援事業 7

第２章　計画の基本的な考え方 8

第３章　子ども・子育ての現状 10
1　人口と出生の現状 10
（１）年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合 10
（２）合計特殊出生率の推移 11
（３）就学前人口 12
2　子育て支援の現状 13

第４章　子ども・子育て支援事業計画 16
1　教育・保育提供区域の設定 16
2　幼児期の教育・保育 17
（１）幼児期の教育・保育の量の見込み 17
（２）提供体制の確保の内容およびその実施時期 21
3　地域子ども・子育て支援事業 30
（１）利用者支援に関する事業（利用者支援） 31
（２）時間外保育事業（延長保育事業） 34
（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 37
（４）子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業／夜間養護等（トワイライトステイ）事業） 40
（５）乳児家庭全戸訪問事業 42
（６）養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 44
（７）地域子育て支援拠点事業 45
（８）一時預かり事業 48
（９）病児保育事業（病児保育・病後児保育） 52
（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 54
（11）妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診） 56
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 57
（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 57
4　特別な配慮が必要な児童への支援 58
5　しながわネウボラネットワーク 59
6　幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容 64
7　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 65

目　次

第５章　計画の推進……66
１　計画の推進体制……66
２　進捗状況の管理……66

資料編……67
資料編１　委員名簿および審議経過……67
１　品川区子ども・子育て会議委員名簿……67
２　審議経過……71
資料編２　人口推計（０歳～11 歳）……76
資料編３　用語集……77

（参考）

品川区ホームページ:https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

※トップページ〉 子ども・教育〉 子ども・子育て会議

内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html

※子ども・子育て支援新制度、国の子ども・子育て会議の検討内容等が掲載されています。

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化があり、子育てのしやすい環境を整備し、地域の子ども・子育て支援を充実するとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会をめざす必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法を制定し、これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年度から本格的にスタートさせたところです。

品川区では、これまでも「品川区長期基本計画」に基づき、保幼小連携の取組みなど、全国的に見ても先進的な施策を展開してきました。令和２年度からの新しい「品川区長期基本計画」においても、「子どもの笑顔があふれるまちの実現」を政策の柱に、誰もが安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちをめざし、すべての子育て世帯が自由に保育・教育環境を選択でき、地域ぐるみで子どもを見守り育てる、誰もが子どもにやさしく、子どもたちの笑顔があふれるまちの構築を目指しています。

「品川区子ども・子育て支援事業計画」は、「品川区長期基本計画」を踏まえ、保育需要を把握するとともに、教育・保育施設などの整備計画として、子ども・子育て支援の取組みを一層促進するために策定するものです。

本計画は、平成 27 年度から取り組んできた５年間の計画が令和元年度で終了することを受け、新たに令和２年度から５年間の子ども・子育て支援施策に取り組むべき事項を定めるものです。本計画を策定することにより、関連する計画との整合性や調和を図りながら、柔軟で総合的な子ども・子育て支援の充実に努めてまいります。

2　計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・子育て支援法第２条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条による子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域や、量の見込みと確保策を定めるものです。

また、本計画は、「品川区基本構想・品川区長期基本計画」の部門別計画であり、関連する品川区障害者計画などの諸計画と整合性を図って策定しました。

【子ども・子育て支援法】

（基本理念）
第二条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）
第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

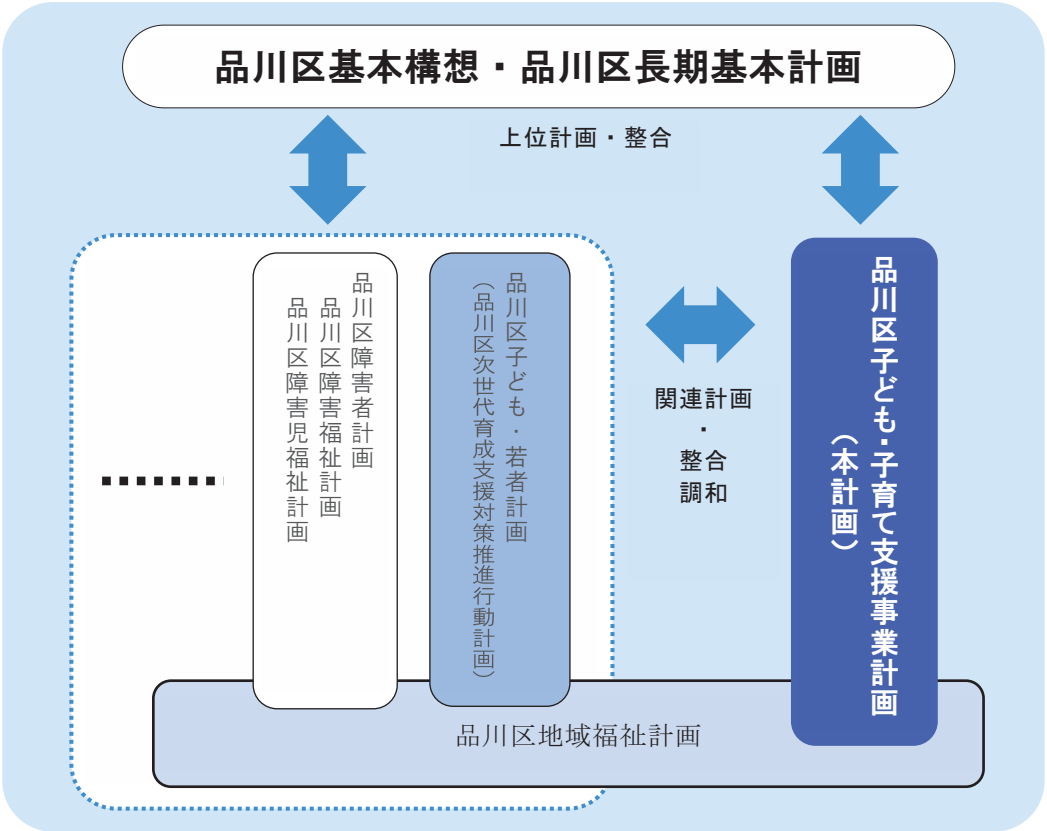

3　計画の期間

本計画は、令和２年度を初年度とし、令和６年度までの５年間を一期として策定しています。なお、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、年度ごとに点検・評価をし、計画の中間年度（令和４年度）や必要に応じ、適宜見直しを行います。

4　計画の策定体制等

（1）計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「品川区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）」の場で内容などの審議を行いました。当会議は、区内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者などにより構成しています。

【子ども・子育て支援法】

（市町村等における合議制の機関）
第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（2）子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う意向調査

本計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う意向調査」を実施し、平成 31 年３月に報告書としてとりまとめました。

この調査により得られた結果は、計画の施策の方向性や、各種サービスの量の見込みと確保の内容を設定するための検討材料として活用しました。

調査対象	３歳未満	区内に居住する０歳～３歳未満の子どもを持つ保護者　3,700 人
	３歳以上	区内に居住する３歳～就学前の子どもを持つ保護者　3,300 人
調査方法	共通	郵送及びインターネットによるアンケート調査
調査期間	共通	平成 30 年 11 月 23 日（金）～12 月 31 日（月）
回収結果	全体	有効回収数 3,904 件（有効回収率 55.8%）
	３歳未満	有効回収数 2,095 件（有効回収率 56.6%）
	３歳以上	有効回収数 1,809 件（有効回収率 54.8%）

（3）パブリックコメントの実施

計画の素案がまとまった段階で、区民の皆様から広くご意見をいただくため、令和元年 11 月 21 日から令和元年 12 月 20 日にかけてパブリックコメントを実施しました。

5　子ども・子育て支援新制度の概要

（1）子ども・子育て支援新制度の概要

平成 24 年８月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て関連３法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。また、令和元年 10 月の教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されました。

（2）子ども・子育て支援給付

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、子ども・子育て支援給付が行われています。

給付の種類には、児童手当に係る「子どものための現金給付」、保育園や幼稚園等に係る施設型給付費と小規模保育等に係る地域型保育給付費の「子どものための教育・保育給付」、預かり保育等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」があります。このうち、「子育てのための施設等利用給付」は、子ども・子育て支援法の改正により、令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに設けられたものです。

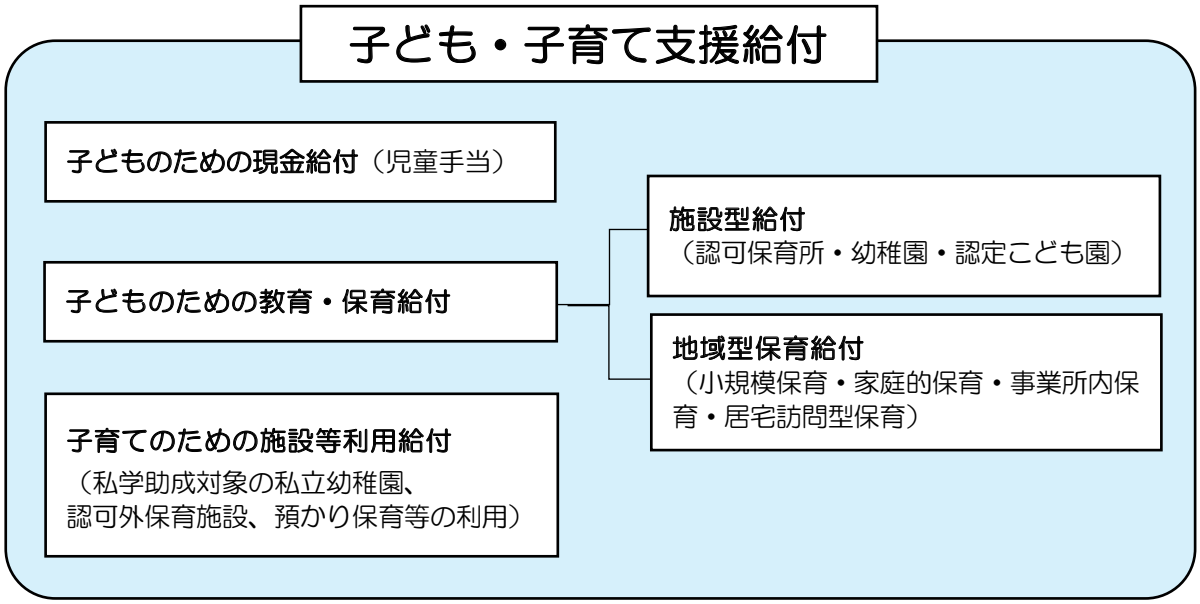

（３）教育・保育施設と地域型保育事業

子どものための教育・保育給付に係る施設は、教育・保育施設と地域型保育事業に分類されます。

■図表１　教育・保育施設と地域型保育事業の施設・事業名および内容

区分	施設・事業名	内容
教育・保育施設	保育園	保護者が仕事や病気のため、家庭で子どもを保育できないときに、保護者に代わって保育します。
	幼稚園	品川区では区立は４歳から、私立は３歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行う園もあります。
	認定こども園	小学校に就学する前の子どもの教育･保育を一体的に行います。
地域型保育事業	家庭的保育	定員３～５名の家庭的な雰囲気の中で保育を行います。
	小規模保育	定員６～19 名の小規模な環境で保育を行います。
	事業所内保育	事業所の保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんの保育を行います（品川区では現在は実施していません）。
	居宅訪問型保育	障害・疾病等で個別のケアが必要な際に、自宅で一対一の保育を行います。

（４）認定

認定の種類には、保育園や幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者に係る「子どものための教育・保育給付認定」と、幼児教育・保育の無償化に係る「子育てのための施設等利用給付認定」があります。

認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて区分され、それぞれに利用できる施設等が異なります。

■図表２　認定区分、対象となる子ども、および利用できる主な施設・事業

<table>
<tr><th colspan="2">認定区分</th><th colspan="2">対象となる子ども</th><th>利用できる主な施設・事業</th></tr>
<tr><td rowspan="3">教育・保育給付</td><td>１号認定</td><td>満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定子ども以外のもの</td><td>幼稚園等での教育を希望する方</td><td>幼稚園
認定子ども園</td></tr>
<tr><td>２号認定</td><td>満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育が必要なもの</td><td rowspan="2">就労等保育の必要な事由に該当し、保育園等での教育・保育を希望する方</td><td>認可保育園
認定子ども園</td></tr>
<tr><td>３号認定</td><td>満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保育が必要なもの</td><td>認可保育園
認定子ども園
地域型保育事業</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施設等利用給付</td><td>新１号認定</td><td>満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、新２号認定子ども・新３号認定子ども以外のもの</td><td>幼稚園等での教育を希望する方</td><td>幼稚園等</td></tr>
<tr><td>新２号認定</td><td>満３歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過した小学校就学前の子どもであって、保育が必要なもの</td><td rowspan="2">就労等保育の必要な事由に該当する方</td><td>幼稚園・認定子ども園等
認可外保育施設
預かり保育等
就学前乳幼児教育施設
（幼児教育部門）</td></tr>
<tr><td>新３号認定</td><td>満３歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保育が必要なもののうち、保護者及び同一世帯員が市区町村民税世帯非課税者であるもの</td><td>幼稚園・認定子ども園等
認可外保育施設
預かり保育等</td></tr>
</table>

（５）地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援することを目的とした事業で、13 の事業が位置付けられており、区の実情に応じてさまざまな子育て支援事業を実施します。詳細は 30 ページに記載してあります。

第2章 計画の基本的な考え方

基本理念 子どもの笑顔があふれるまちの実現

しながわネウボラネットワークをはじめとした支援体制の確立や、誰もが安心して子どもを産み、楽しく子育てが出来るまちをめざし、地域ぐるみで子どもを見守り育てる、誰もが子どもにやさしく、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現に取り組みます。

① 子育ち・親育ちを支援する

しながわネウボラネットワークなどの妊娠期から子育て期の段階に応じた相談や各種の子育て支援により、親育ちをサポートし子育ての悩みや不安の軽減を図ります。

保育園・幼稚園に置いて子どもを産み育てることの尊さや喜びを体験できる機会の充実を図り、各種訪問事業などを推進するほか、子育て段階に応じた幅広い活動を支援します。

② 子育て力のある地域社会をつくる

子育て家庭への支援や相談を行うほか、ボランティアの育成、青少年対策地区委員会と青少年委員等との連携など地域ぐるみで子育て力の向上を推進します。子育てに悩む親の孤立化を防ぐために、地域全体で見守る子育て支援や助け合い活動を支援し、児童相談所および子ども家庭支援センターの機能を最大限に発揮し、児童虐待防止への基盤を強固にします。

③ 子育て支援・教育機能を拡充・強化する

子育て家庭全体を支援するため、多様な保育サービスを展開するとともに、医療費の助成など、子育て家庭の経済的負担の軽減を進めます。特別支援保育・教育の充実に取り組むとともに、質の高い乳幼児教育、保幼小連携教育を行うための環境整備の充実や、保育人材の確保・育成、安全・安心な運営のための環境整備を推進します。人口推計や社会的背景、地域の実情を踏まえ、子ども・子育て環境のより一層の充実を図ります。

上記内容を踏まえ、品川区のこれまでの先駆的に取り組んできた子育て事業や子育て環境のより一層の充実に向けて、「品川区子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を

「子どもの笑顔があふれるまちの実現」

と設定します。

（参考）「品川区長期基本計画」　（本計画は「品川区長期基本計画」を踏まえ、策定します。）

【政策の柱】
子どもの笑顔があふれるまちの実現

【10 年後のめざす姿】
〇しながわネウボラネットワークをはじめとした、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制が確立され、誰もが安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちになっています。
〇個々の家庭のライフスタイルに応じた子育てサービスが充実し、すべての子育て世帯が自由に保育・教育環境を選択することが可能となっています。
〇地域での子育て力が向上し、地域ぐるみで子どもを見守り育てる、誰もが子どもにやさしく、子どもたちの笑顔があふれるまちになっています。
〇児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応が図られるよう、区と学校や警察などの関係機関が連携し、すべての児童が適切な養育を保障され、児童虐待のないまちが実現しています。

【現状と課題】
〇区の就学前人口は増加傾向にあります。
〇子育てしやすい環境を整備し、地域における子ども・子育て支援を充実しています。
〇しながわネウボラネットワークを展開し、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に取り組んでいます。一方、核家族化・地域社会のつながりの希薄化など、子育ての負担感や不安、孤立感を持つ親が少なくありません。子どもを安心して産み育てられるための支援の充実や、地域社会づくりをより一層推進していく必要があります。
〇認可保育園の開設等による園児の受け入れ枠拡大や、オアシスルーム増設による在宅子育て世帯への支援に取り組んでいます。今後も子どもの増加が見込まれる区の傾向を踏まえ、多様なニーズに柔軟に対応できる受け入れ体制を整える必要があります。また、保育・教育の質の向上がより一層求められています。
〇児童虐待相談件数が急増しており、要支援・要保護児童への迅速な対応や保護者支援が一層求められるとともに、区立児童相談所の開設準備を進めていく必要があります。

【10 年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と主な施策】
1　子育ち・親育ちを支援する
〇しながわネウボラネットワークなどの妊娠期から子育て期の段階に応じた相談や各種の子育て支援事業により、親育ちをサポートし子育ての悩みや不安の軽減を図ります。
〇保育園・幼稚園において子どもを産み育てることの尊さや喜びを体験できる機会の充実を図ります。
〇各種訪問事業などアウトリーチ事業を推進するほか、子育て段階に応じた幅広い交流活動やプログラムの提供を支援します。
（主な施策）
　◎しながわネウボラネットワークの推進　◎親育ち支援の充実　◎子どもの健やかな育成支援の充実

2　子育て力のある地域社会をつくる
〇児童センターやすまいるスクールなどを活用し、子育て家庭への支援や相談を行うほか、ボランティアの育成、青少年対策地区委員会と青少年委員等との連携など、地域ぐるみで子育て力の向上を推進します。
〇地域において子育てに悩む親の孤立化を防ぐために、地域全体で見守る子育て支援や助け合い活動を支援します。
〇児童相談所および子ども家庭支援センターの機能を最大限に発揮し、児童虐待防止への基盤を強固にします。
（主な施策）
　◎地域の子育て支援人材の育成と活動支援　◎保護が必要な子どもと家庭への支援
　◎子ども家庭支援センターの充実　◎区立児童相談所の開設・運営

3　子育て支援・教育機能を拡充・強化する
〇子育て家庭全体を支援するため、多様な保育サービスを展開するとともに、医療費の助成など、子育て家庭の経済的負担の軽減を進めていきます。
〇特別支援保育・教育の充実に取り組むとともに、質の高い乳幼児教育、保幼小連携教育を行うための環境整備の充実を図ります。
〇保育人材の確保・育成を図るとともに、安全・安心な運営を行うための環境整備を推進します。
〇人口推計や社会的背景および地域の実情を踏まえ、子ども・子育て環境のより一層の充実を図ります。
（主な施策）
　◎子育て支援にともなう相談機能の充実　◎保育提供体制の充実　◎在宅子育て支援の充実
　◎乳幼児教育・保育の質の向上　◎区立保育園・幼稚園等の整備
　◎保育園・幼稚園における特別支援保育・教育の充実　◎子育て家庭の経済的負担の軽減

第３章　子ども・子育ての現状

１　人口と出生の現状

（１）年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

区の年少人口は年々増加しており、平成 31 年４月１日時点で 45,878 人となっています。総人口に占める年少人口の割合も上昇しており、平成 27 年以降は 11%台で推移しています。

■図表３　年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合（品川区住民基本台帳：各年４月１日の人口）

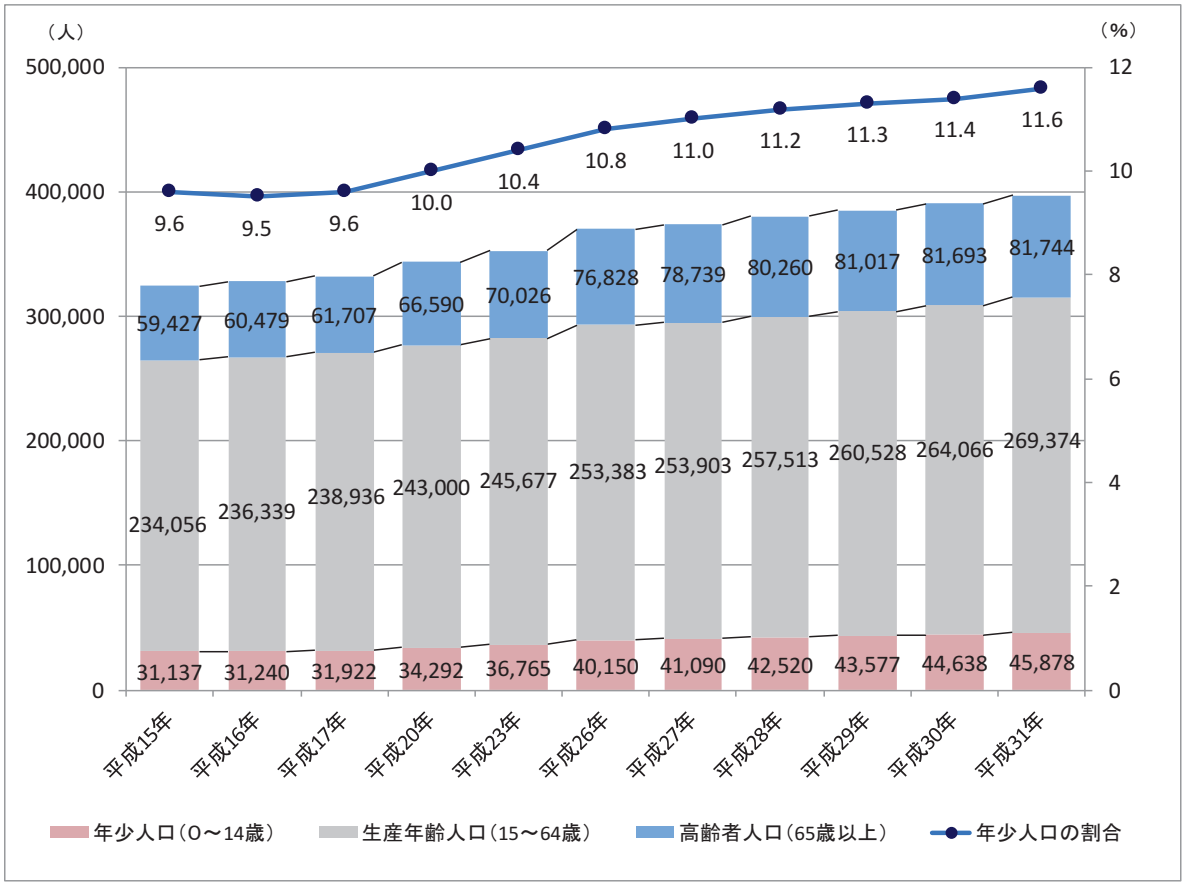

※平成 25 年から外国人を含む。

（２）合計特殊出生率の推移

区の合計特殊出生率は、全国を下回って推移していますが、おおむね上昇傾向がみられ、平成 28 年以降は東京都や 23 区平均を上回っています。

■図表４　合計特殊出生率の推移

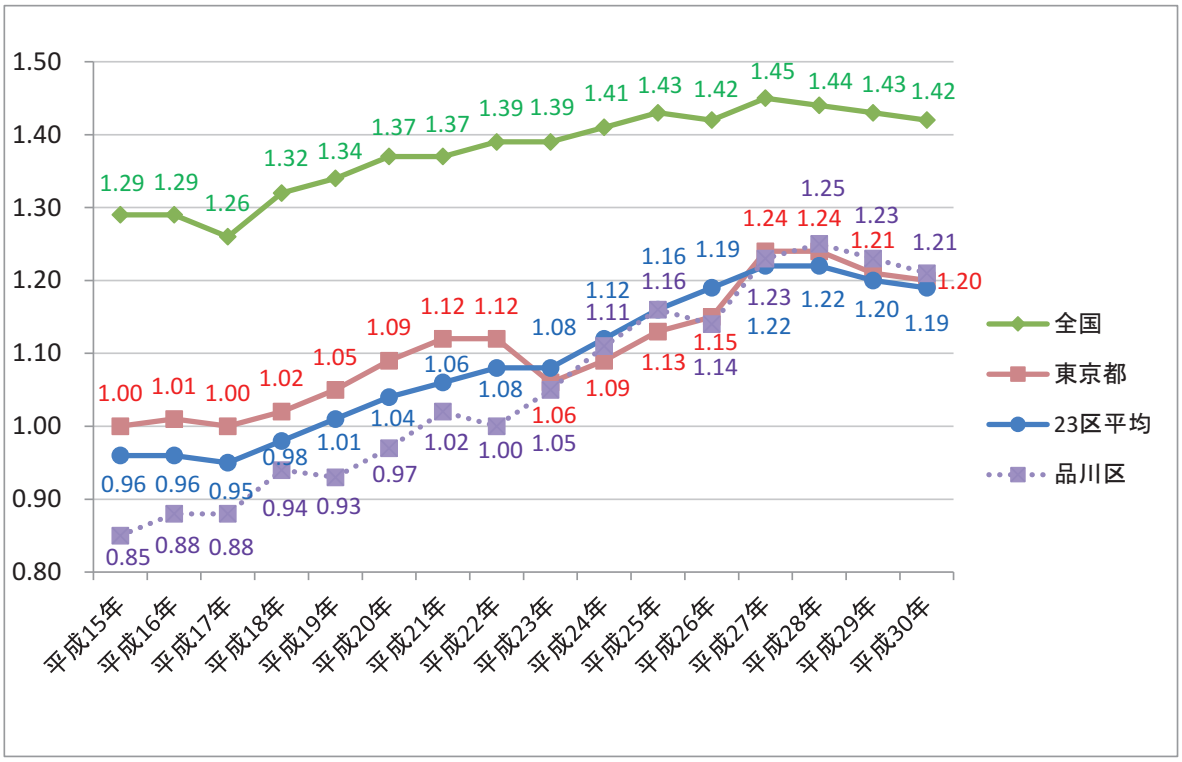

厚生労働省および東京都福祉保健局（人口動態統計）　※平成 30 年の全国値は概数値

（３）就学前人口

①就学前人口の年齢別推移

区の就学前人口は年々増加しており、平成 31 年４月１日時点で 21,168 人と、平成 21 年からの 10 年間で約 1.37 倍になっています。

■図表５　就学前人口の年齢別推移（品川区住民基本台帳：各年４月１日の人口）

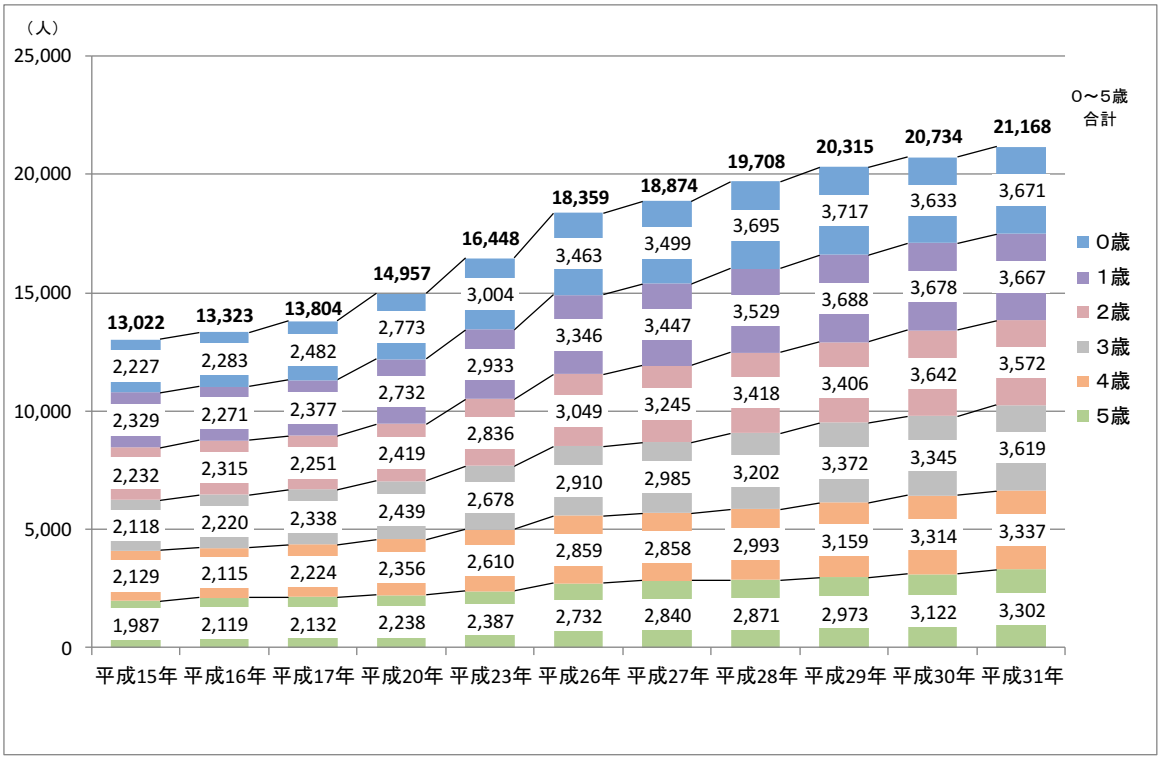

※平成 25 年から外国人を含む

②就学前人口の年齢別推計

就学前人口は、増加傾向が計画期間中も続くと見込まれます。

■図表６　就学前人口の年齢別推移（資料：品川区住民基本台帳、品川区将来人口推計より作成）

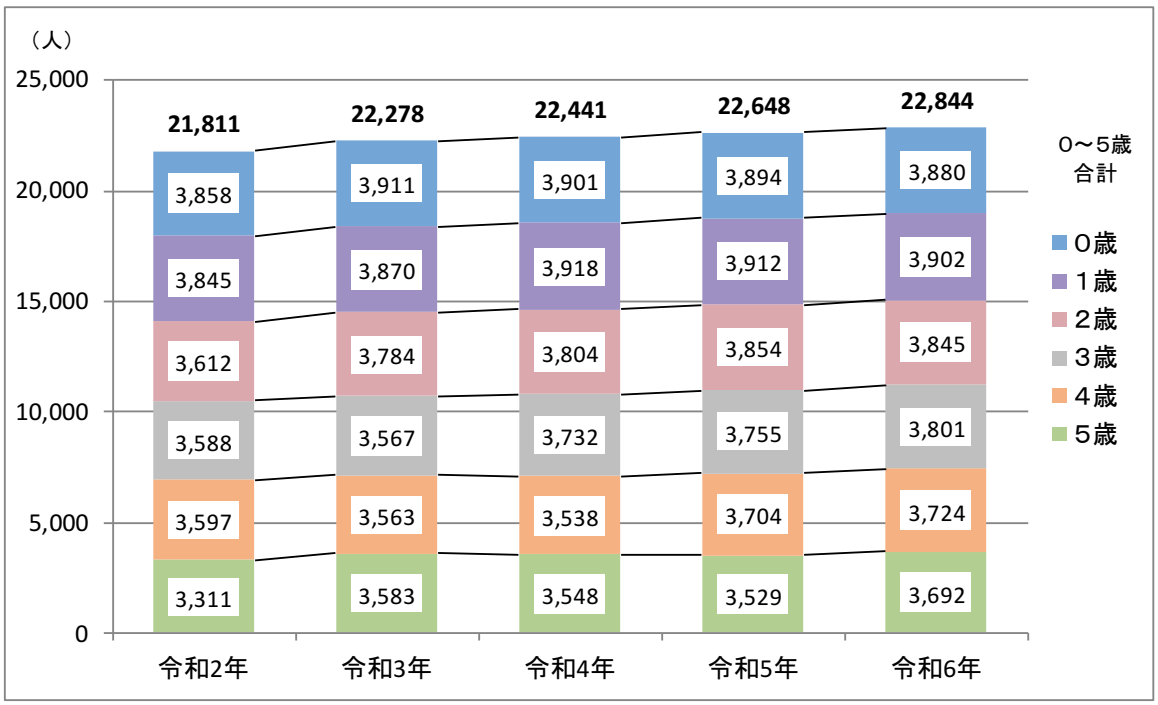

2　子育て支援の現状

（１）教育・保育施設の現状

（定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数）

①認可保育園の定員・利用者数・施設数

毎年園数が増え、それに伴い利用者数、定員数ともに増加傾向にあります。

■図表７　認可保育園の定員・利用者数・施設数（４月１日時点）

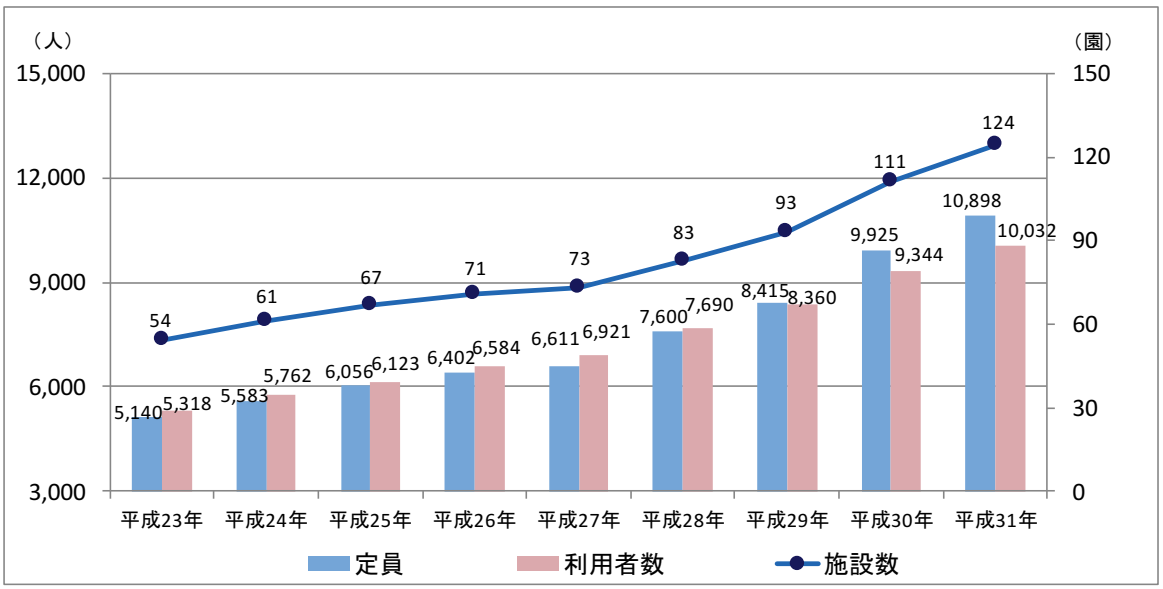

②地域型保育事業の定員・利用者数・施設数

平成 28 年に施設数が 23 箇所となった後、施設数、定員は横ばい、利用者数は平成 30 年に減少した後横ばいで推移しています。

■図表８　地域型保育事業の定員・利用者数・施設数（４月１日時点）

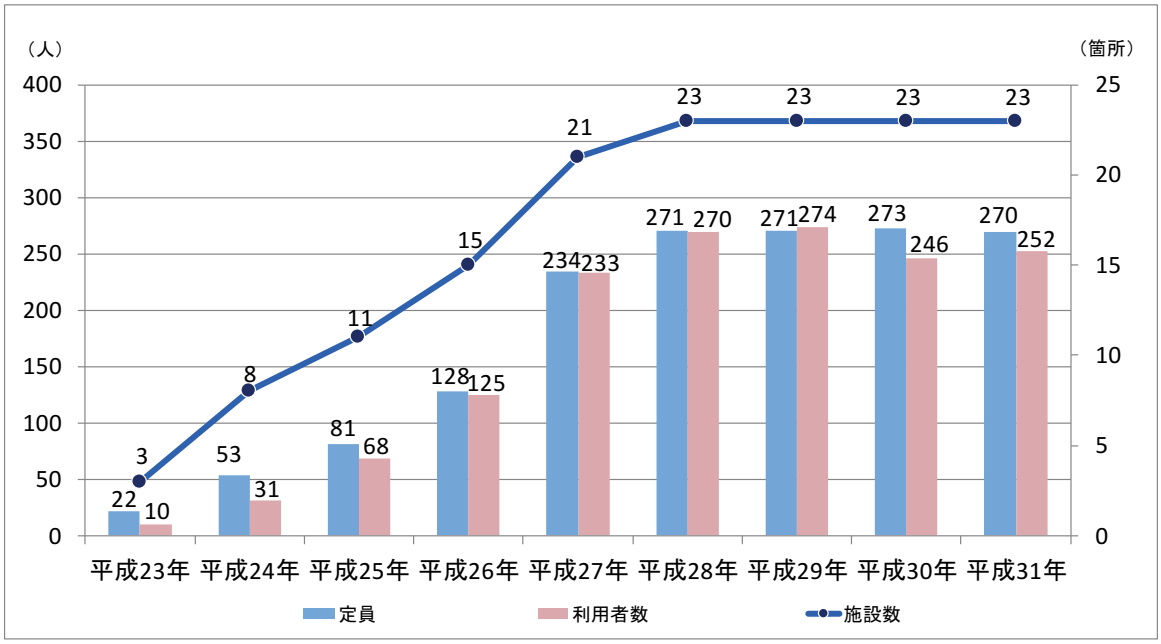

（※家庭的保育事業（保育ママ）から名称変更）

③認証保育所の定員・利用者数・施設数

ほぼ毎年園数が増え、それに伴い利用者数、定員数ともに増加傾向にありますが、平成 30 年以降は利用者数が減少しています。

■図表９　認証保育所の定員・利用者数・施設数（４月１日時点）

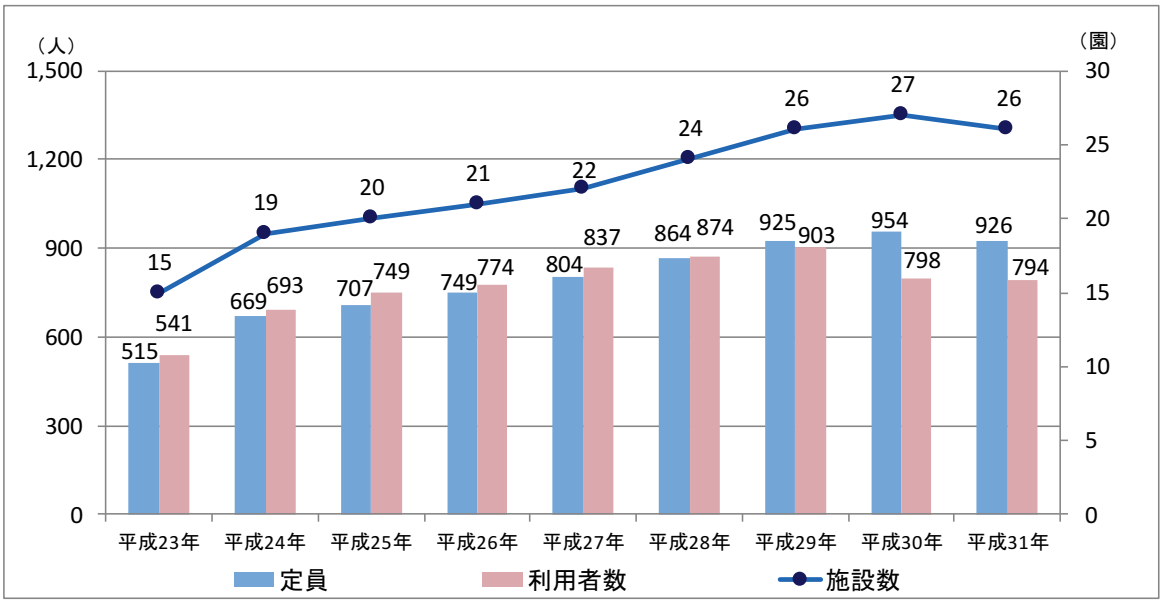

④幼稚園の利用者数・施設数

幼稚園は近年区立 10 園、私立 18 園で推移し、定員および利用者数は、おおむね横ばい傾向にありますが、平成 30 年以降については、利用者数は減少しています。

■図表 10　幼稚園の利用者数・施設数（５月１日時点）

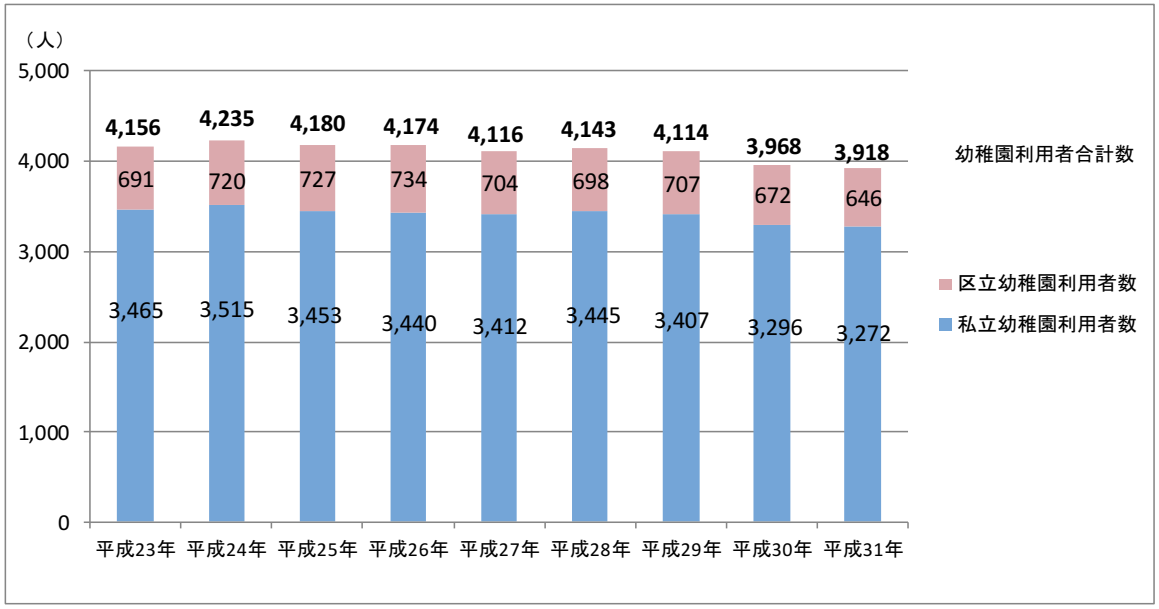

（園）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
区立幼稚園数※	10	10	10	10	10	10	10	10	10
私立幼稚園数	20	19	18	18	18	18	18	18	18

※区立幼稚園数に幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田を含む

⑤支給認定および年齢別保育施設利用者数

■図表 11　支給認定の推移（４月１日時点）　（人）

年度	認定	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
H27	１号	—	—	—	8	307	355	670
	２号	—	—	—	1,415	1,248	1,203	3,866
	３号	754	1,607	1,560	—	—	—	3,921
H28	１号	—	—	—	12	343	352	707
	２号	—	—	—	1,763	1,460	1,311	4,534
	３号	1,037	2,135	2,043	—	—	—	5,215
H29	１号	—	—	—	17	344	369	730
	２号	—	—	—	1,928	1,743	1,491	5,162
	３号	1,126	2,319	2,295	—	—	—	5,740
H30	１号	—	—	—	20	354	383	757
	２号	—	—	—	2,023	1,914	1,709	5,646
	３号	1,171	2,489	2,515	—	—	—	6,175
H31	１号	—	—	—	36	308	389	733
	２号	—	—	—	2,230	1,999	1,952	6,181
	３号	1,221	2,591	2,690	—	—	—	6,502

■図表 12　区内保育施設の利用者数（０歳）（４月１日時点）　※３号認定　（人）

年度	０歳児人口	利用定員	利用者数	利用率（利用者/人口）	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率（待機児/申込者）
H27	3,499	852	804	23.0%	795	636	123	36	4.5%
H28	3,695	936	902	24.4%	930	699	166	65	7.0%
H29	3,717	1,020	956	25.7%	1,008	735	200	73	7.2%
H30	3,633	1,171	1,046	28.7%	998	870	120	8	0.8%
H31	3,671	1,242	1,093	29.7%	1,046	930	115	1	0.1%

■図表 13　区内保育施設の利用者数（１・２歳）（４月１日時点）　※３号認定　（人）

年度	1･2歳児人口	利用定員	利用者数	利用率（利用者/人口）	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率（待機児/申込者）
H27	6,692	2,903	3,243	48.5%	1,616	849	595	172	10.6%
H28	6,947	3,319	3,650	52.5%	1,772	1,119	546	107	6.0%
H29	7,094	3,608	3,870	54.6%	1,812	1,192	483	137	7.6%
H30	7,320	4,107	4,131	56.4%	1,896	1,411	474	11	0.6%
H31	7,239	4,378	4,319	59.6%	1,883	1,345	527	11	0.6%

■図表 14　区内保育施設の利用者数（３歳以上）（４月１日時点）　※２号認定　（人）

年度	３～５歳児人口	利用定員	利用者数	利用率（利用者/人口）	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率（待機児/申込者）
H27	8,683	3,894	3,944	45.4%	388	299	82	7	1.8%
H28	9,066	4,480	4,282	47.2%	579	492	81	6	1.0%
H29	9,504	4,983	4,711	49.6%	624	501	114	9	1.4%
H30	9,781	5,874	5,134	52.4%	595	502	93	0	0.0%
H31	10,258	6,474	5,508	53.6%	576	449	127	0	0.0%

※保育施設の利用定員・利用者数は、認可保育園・地域型保育事業・認証保育所を合わせた数

※保育施設の申込者数・入園者数は認可保育園・地域型保育事業を合わせた数（認証保育所を含まない）

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1　教育・保育提供区域の設定

本計画では、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」である「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を計画する必要があります。

区では、乳幼児人口と保育需要の増加にともない、平成 29 年度から教育・保育提供区域を、品川区全域から６地区（①品川地区、②東大井・八潮地区、③大崎地区、④大井地区、⑤五反田地区、⑥荏原地区）に設定しなおしました。

本計画でも、「教育・保育提供区域」を６地区で継続するものとします。

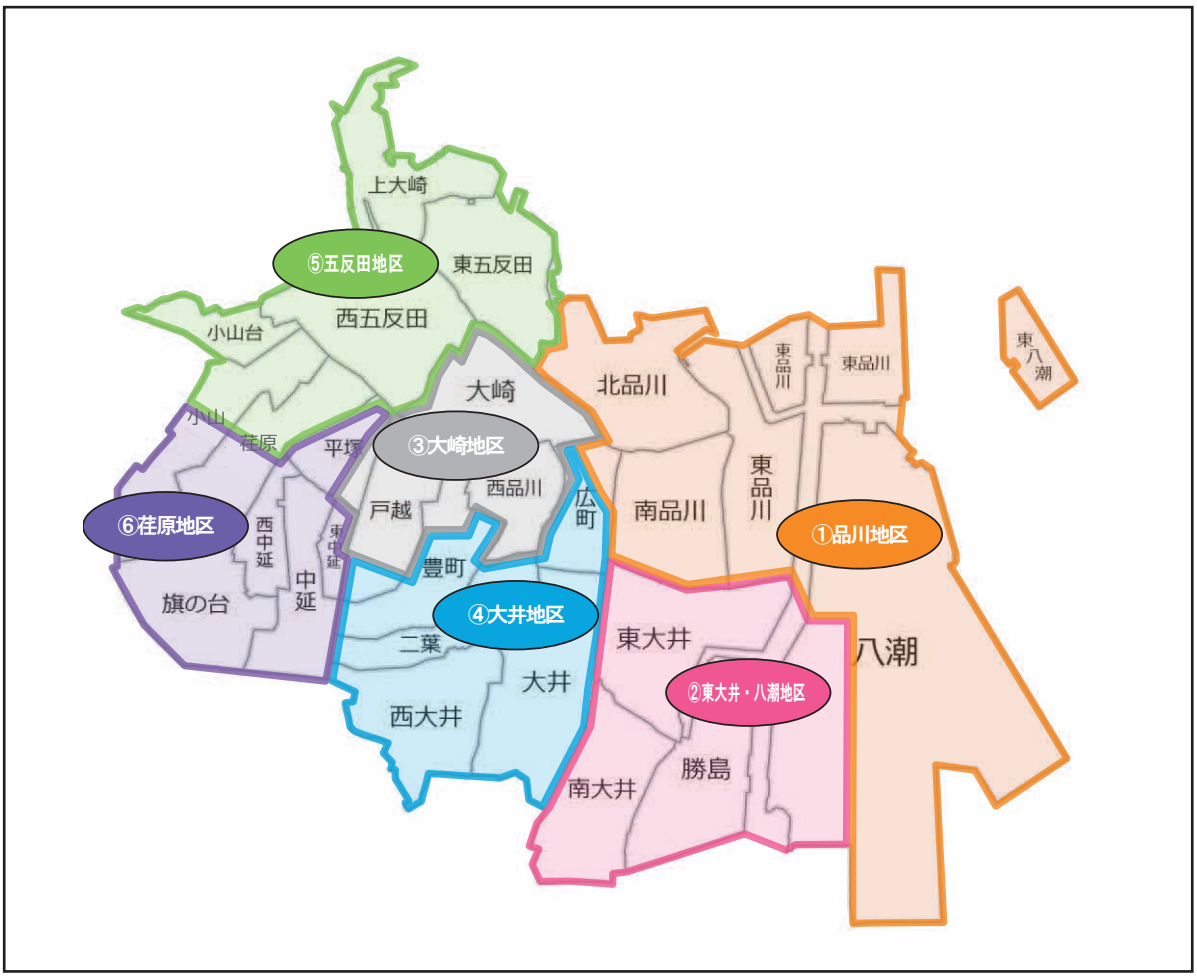

2　幼児期の教育・保育

（１）幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

区に居住する子どもの「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業などの利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定します。

①保育の必要性の認定区分

保護者は給付を受ける資格があることの申請を区に行い、それに基づいて区が認定を行います。

子どものための教育・保育給付認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により１号から３号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

・１号認定（19 条１項１号に該当:教育標準時間認定）　３～５歳　幼児期の学校教育
・２号認定（19 条１項２号に該当:満３歳以上・保育認定）３～５歳　保育の必要あり
・３号認定（19 条１項３号に該当:満３歳未満・保育認定）０～２歳　保育の必要あり

■図表 15　各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定	３歳児	1,199	1,192	1,243	1,250	1,263
	４歳児	1,202	1,191	1,183	1,234	1,240
	５歳児	1,107	1,197	1,187	1,182	1,231
	計	3,508	3,580	3,613	3,666	3,734
２号認定	３歳児	2,304	2,320	2,449	2,478	2,508
	４歳児	2,310	2,316	2,303	2,443	2,457
	５歳児	2,127	2,330	2,309	2,310	2,433
	計	6,741	6,966	7,061	7,231	7,398
３号認定 ※１	０歳児	1,127	1,183	1,154	1,188	1,169
	１歳児	2,493	2,561	2,580	2,557	2,529
	２歳児	2,342	2,504	2,515	2,562	2,496
	計	5,962	6,248	6,249	6,307	6,194
在宅子育て等 ※２	０歳児	2,731	2,728	2,747	2,706	2,711
	１歳児	1,352	1,309	1,338	1,355	1,373
	２歳児	1,270	1,280	1,289	1,292	1,349
	３歳児	85	55	40	27	30
	４歳児	85	56	52	27	27
	５歳児	77	56	52	37	28
	計	5,600	5,484	5,518	5,444	5,518
	割合	25.7%	24.6%	24.6%	24.0%	24.2%
推計 乳幼児数	０歳児	3,858	3,911	3,901	3,894	3,880
	１歳児	3,845	3,870	3,918	3,912	3,902
	２歳児	3,612	3,784	3,804	3,854	3,845
	３歳児	3,588	3,567	3,732	3,755	3,801
	４歳児	3,597	3,563	3,538	3,704	3,724
	５歳児	3,311	3,583	3,548	3,529	3,692
	計	21,811	22,278	22,441	22,648	22,844

※１　３号認定の０歳児の量の見込みは、人口比率約 30%で算出している。
※２　在宅子育ての他、認可外保育施設の利用を含む。

■図表 16　内訳（①品川地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定	３歳児	175	174	182	183	185
	４歳児	176	174	173	180	181
	５歳児	162	175	173	173	180
	計	513	523	528	536	546
２号認定	３歳児	375	393	409	411	415
	４歳児	376	393	390	406	408
	５歳児	349	394	391	389	405
	計	1,100	1,180	1,190	1,206	1,228
３号認定	０歳児	188	210	211	213	214
	１歳児	388	410	414	412	410
	２歳児	365	402	403	407	405
	計	941	1,022	1,028	1,032	1,029

■図表 17　内訳（②東大井・八潮地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定	３歳児	199	197	206	207	209
	４歳児	199	197	196	204	205
	５歳児	184	198	197	196	204
	計	582	592	599	607	618
２号認定	３歳児	396	398	416	418	423
	４歳児	397	397	395	413	415
	５歳児	367	400	396	394	410
	計	1,160	1,195	1,207	1,225	1,248
３号認定	０歳児	195	207	209	210	212
	１歳児	421	434	438	437	434
	２歳児	396	425	426	430	428
	計	1,012	1,066	1,073	1,077	1,074

■図表 18　内訳（③大崎地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定	３歳児	142	141	147	148	149
	４歳児	142	141	140	146	146
	５歳児	131	141	140	139	145
	計	415	423	427	433	440
２号認定	３歳児	204	213	225	242	245
	４歳児	205	212	210	238	239
	５歳児	183	214	211	225	237
	計	592	639	646	705	721
３号認定	０歳児	114	126	127	128	129
	１歳児	275	288	290	289	288
	２歳児	258	281	282	285	283
	計	647	695	699	702	700

■図表 19　内訳（④大井地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定	３歳児	217	216	225	226	229
	４歳児	218	216	214	224	225
	５歳児	200	217	215	214	223
	計	635	649	654	664	677
２号認定	３歳児	444	439	470	478	482
	４歳児	445	438	436	472	474
	５歳児	412	441	437	440	470
	計	1,301	1,318	1,343	1,390	1,426
３号認定	０歳児	192	193	171	192	175
	１歳児	440	446	445	440	426
	２歳児	412	436	437	456	420
	計	1,044	1,075	1,053	1,088	1,021

■図表 20　内訳（⑤五反田地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定	３歳児	240	239	249	251	253
	４歳児	241	239	237	247	249
	５歳児	222	240	238	237	247
	計	703	718	724	735	749
２号認定	３歳児	451	461	493	505	514
	４歳児	452	460	459	496	501
	５歳児	416	463	460	465	495
	計	1,319	1,384	1,412	1,466	1,510
３号認定	０歳児	246	267	254	262	254
	１歳児	520	545	551	539	533
	２歳児	490	533	539	551	529
	計	1,256	1,345	1,344	1,352	1,316

■図表 21　内訳（⑥荏原地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定	３歳児	226	225	234	235	238
	４歳児	226	224	223	233	234
	５歳児	208	226	224	223	232
	計	660	675	681	691	704
２号認定	３歳児	434	416	436	424	429
	４歳児	435	416	413	418	420
	５歳児	400	418	414	397	416
	計	1,269	1,250	1,263	1,239	1,265
３号認定	０歳児	192	180	182	183	185
	１歳児	449	438	442	440	438
	２歳児	421	427	428	433	431
	計	1,062	1,045	1,052	1,056	1,054

（２）提供体制の確保の内容およびその実施時期

①教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策

計画期間の「量の見込み」に対する「確保方策」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

■図表 22　各認定別　教育・保育の量の見込みに対する確保方策　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定（３～５歳児・教育標準時間認定）	量の見込み①	3,508	3,580	3,613	3,666	3,734
	確保方策　計②	4,017	4,018	4,018	4,018	4,018
	（内訳）					
	教育・保育施設	728	729	729	729	729
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	3,289	3,289	3,289	3,289	3,289
	②　－　①	509	438	405	352	284
２号認定（３～５歳児・保育認定）	量の見込み①	6,741	6,966	7,061	7,231	7,398
	確保方策　計②	6,749	7,120	7,255	7,390	7,480
	（内訳）					
	教育・保育施設	6,608	6,979	7,114	7,249	7,339
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	141	141	141	141	141
	②　－　①	8	154	194	159	82
３号認定（０～２歳児・保育認定）	量の見込み①	5,962	6,248	6,249	6,307	6,194
	確保方策　計②	5,983	6,316	6,421	6,526	6,596
	（内訳）					
	教育・保育施設	4,709	5,072	5,177	5,282	5,352
	地域型保育事業	275	275	275	275	275
	その他	999	969	969	969	969
	②　－　①	21	68	172	219	402

・教育・保育施設：　保育園、幼稚園、認定こども園

・地域型保育事業：　家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

・その他：東京都認証保育所、私立幼稚園（私学助成）、企業主導型保育、就学前乳幼児教育施設（幼児教育部門）

■図表 23　内訳（①品川地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定（３～５歳児・教育標準時間認定）	量の見込み①	513	523	528	536	546
	確保方策　計②	699	699	699	699	699
	（内訳）					
	教育・保育施設	209	209	209	209	209
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	490	490	490	490	490
	②　－　①	186	176	171	163	153
２号認定（３～５歳児・保育認定）	量の見込み①	1,100	1,180	1,190	1,206	1,228
	確保方策　計②	1,102	1,237	1,237	1,237	1,237
	（内訳）					
	教育・保育施設	1,056	1,191	1,191	1,191	1,191
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	46	46	46	46	46
	②　－　①	2	57	47	31	9
３号認定（０～２歳児・保育認定）	量の見込み①	941	1,022	1,028	1,032	1,029
	確保方策　計②	942	1,047	1,047	1,047	1,047
	（内訳）					
	教育・保育施設	753	858	858	858	858
	地域型保育事業	27	27	27	27	27
	その他	162	162	162	162	162
	②　－　①	1	25	19	15	18

■図表 24　内訳（②東大井・八潮地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定（３～５歳児・教育標準時間認定）	量の見込み①	582	592	599	607	618
	確保方策　計②	447	447	447	447	447
	（内訳）					
	教育・保育施設	127	127	127	127	127
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	320	320	320	320	320
	②　－　①	-135	-145	-152	-160	-171
２号認定（３～５歳児・保育認定）	量の見込み①	1,160	1,195	1,207	1,225	1,248
	確保方策　計②	1,160	1,250	1,250	1,250	1,250
	（内訳）					
	教育・保育施設	1,139	1,229	1,229	1,229	1,229
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	21	21	21	21	21
	②　－　①	0	55	43	25	2
３号認定（０～２歳児・保育認定）	量の見込み①	1,012	1,066	1,073	1,077	1,074
	確保方策　計②	1,012	1,082	1,082	1,082	1,082
	（内訳）					
	教育・保育施設	767	837	837	837	837
	地域型保育事業	27	27	27	27	27
	その他	218	218	218	218	218
	②　－　①	0	16	9	5	8

■図表 25　内訳（③大崎地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定（３～５歳児・教育標準時間認定）	量の見込み①	415	423	427	433	440
	確保方策　計②	315	315	315	315	315
	（内訳）					
	教育・保育施設	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	315	315	315	315	315
	②　－　①	-100	-108	-112	-118	-125
２号認定（３～５歳児・保育認定）	量の見込み①	592	639	646	705	721
	確保方策　計②	594	639	684	729	729
	（内訳）					
	教育・保育施設	588	633	678	723	723
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	6	6	6	6	6
	②　－　①	2	0	38	24	8
３号認定（０～２歳児・保育認定）	量の見込み①	647	695	699	702	700
	確保方策　計②	663	698	733	768	768
	（内訳）					
	教育・保育施設	405	440	475	510	510
	地域型保育事業	28	28	28	28	28
	その他	230	230	230	230	230
	②　－　①	16	3	34	66	68

■図表 26　内訳（④大井地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定（３～５歳児・教育標準時間認定）	量の見込み①	635	649	654	664	677
	確保方策　計②	1,237	1,237	1,237	1,237	1,237
	（内訳）					
	教育・保育施設	212	212	212	212	212
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025
	②　－　①	602	588	583	573	560
２号認定（３～５歳児・保育認定）	量の見込み①	1,301	1,318	1,343	1,390	1,426
	確保方策　計②	1,302	1,321	1,366	1,411	1,456
	（内訳）					
	教育・保育施設	1,275	1,294	1,339	1,384	1,429
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	27	27	27	27	27
	②　－　①	1	3	23	21	30
３号認定（０～２歳児・保育認定）	量の見込み①	1,044	1,075	1,053	1,088	1,021
	確保方策　計②	1,046	1,081	1,116	1,151	1,186
	（内訳）					
	教育・保育施設	913	978	1,013	1,048	1,083
	地域型保育事業	54	54	54	54	54
	その他	79	49	49	49	49
	②　－　①	2	6	63	63	165

■図表 27　内訳（⑤五反田地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定（３～５歳児・教育標準時間認定）	量の見込み①	703	718	724	735	749
	確保方策　計②	391	391	391	391	391
	（内訳）					
	教育・保育施設	97	97	97	97	97
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	294	294	294	294	294
	②　－　①	-312	-327	-333	-344	-358
２号認定（３～５歳児・保育認定）	量の見込み①	1,319	1,384	1,412	1,466	1,510
	確保方策　計②	1,320	1,392	1,437	1,482	1,527
	（内訳）					
	教育・保育施設	1,279	1,351	1,396	1,441	1,486
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	41	41	41	41	41
	②　－　①	1	8	25	16	17
３号認定（０～２歳児・保育認定）	量の見込み①	1,256	1,345	1,344	1,352	1,316
	確保方策　計②	1,258	1,346	1,381	1,416	1,451
	（内訳）					
	教育・保育施設	960	1,048	1,083	1,118	1,153
	地域型保育事業	51	51	51	51	51
	その他	247	247	247	247	247
	②　－　①	2	1	37	64	135

■図表 28　内訳（⑥荏原地区）　（人）

教育・保育認定区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定（３～５歳児・教育標準時間認定）	量の見込み①	660	675	681	691	704
	確保方策　計②	928	929	929	929	929
	（内訳）					
	教育・保育施設	83	84	84	84	84
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	845	845	845	845	845
	②　－　①	268	254	248	238	225
２号認定（３～５歳児・保育認定）	量の見込み①	1,269	1,250	1,263	1,239	1,265
	確保方策　計②	1,271	1,281	1,281	1,281	1,281
	（内訳）					
	教育・保育施設	1,271	1,281	1,281	1,281	1,281
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	②　－　①	2	31	18	42	16
３号認定（０～２歳児・保育認定）	量の見込み①	1,062	1,045	1,052	1,056	1,054
	確保方策　計②	1,062	1,062	1,062	1,062	1,062
	（内訳）					
	教育・保育施設	911	911	911	911	911
	地域型保育事業	88	88	88	88	88
	その他	63	63	63	63	63
	②　－　①	0	17	10	6	8

■図表 29　品川区子ども・子育て支援事業計画（確保方策の内訳）

	令和2年度（1年目）							令和3年度（2年目）						
	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計
	0歳	1.2歳	3歳		4.5歳		園数	0歳	1.2歳	3歳		4.5歳		園数
教育・保育施設	1,012	3,697	2,196	8	4,412	720	12,045 143	1,105	3,967	2,338	8	4,641	721	12,780 152
保育園	942	3,460	2,053	0	4,132	0	10,587 125	1,035	3,730	2,195	0	4,351	0	11,311 134
幼稚園	0	0	0	0	0	660	660 9	0	0	0	0	0	660	660 9
認定こども園	70	237	143	8	280	60	798 9	70	237	143	8	290	61	809 9
地域型保育事業	76	199	0	0	0	0	275 28	76	199	0	0	0	0	275 28
家庭的保育	2	6	0	0	0	0	8 2	2	6	0	0	0	0	8 2
小規模保育	74	188	0	0	0	0	262 21	74	188	0	0	0	0	262 21
事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0 0
居宅訪問型保育	0	5	0	0	0	0	5 5	0	5	0	0	0	0	5 5
その他	273	726	102	1,022	39	2,267	4,429 55	267	702	102	1,022	39	2,267	4,399 54
認証保育所	221	568	82	0	19	0	890 25	215	544	82	0	19	0	860 24
幼稚園（私学助成）	0	0	0	1,004	0	2,231	3,235 18	0	0	0	1,004	0	2,231	3,235 18
企業主導型保育	52	158	20	0	20	0	250 11	52	158	20	0	20	0	250 11
就学前乳幼児教育施設	0	0	0	18	0	36	54 1	0	0	0	18	0	36	54 1
年度合計							16,749 226							17,454 234
各区分ごとの計	1,361	4,622	2,298	1,030	4,451	2,987	16,749	1,448	4,868	2,440	1,030	4,680	2,988	17,454
保育（2・3号）の合計							12,732							13,436

令和4年度（3年目）							令和5年度（4年目）							令和6年度（5年目）						
3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計
0歳	1.2歳	3歳		4.5歳		園数	0歳	1.2歳	3歳		4.5歳		園数	0歳	1.2歳	3歳		4.5歳		園数
1,132	4,045	2,383	8	4,731	721	13,020	1,159	4,123	2,428	8	4,821	721	13,260	1,177	4,175	2,458	8	4,881	721	13,420
						155							158							160
1,062	3,808	2,240	0	4,441	0	11,551	1,089	3,886	2,285	0	4,531	0	11,791	1,107	3,938	2,315	0	4,591	0	11,951
						137							140							142
0	0	0	0	0	660	660	0	0	0	0	0	660	660	0	0	0	0	0	660	660
						9							9							9
70	237	143	8	290	61	809	70	237	143	8	290	61	809	70	237	143	8	290	61	809
						9							9							9
76	199	0	0	0	0	275	76	199	0	0	0	0	275	76	199	0	0	0	0	275
						28							28							28
2	6	0	0	0	0	8	2	6	0	0	0	0	8	2	6	0	0	0	0	8
						2							2							2
74	188	0	0	0	0	262	74	188	0	0	0	0	262	74	188	0	0	0	0	262
						21							21							21
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
						0							0							0
0	5	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	5
						5							5							5
267	702	102	1,022	39	2,267	4,399	267	702	102	1,022	39	2,267	4,399	267	702	102	1,022	39	2,267	4,399
						54							54							54
215	544	82	0	19	0	860	215	544	82	0	19	0	860	215	544	82	0	19	0	860
						24							24							24
0	0	0	1,004	0	2,231	3,235	0	0	0	1,004	0	2,231	3,235	0	0	0	1,004	0	2,231	3,235
						18							18							18
52	158	20	0	20	0	250	52	158	20	0	20	0	250	52	158	20	0	20	0	250
						11							11							11
0	0	0	18	0	36	54	0	0	0	18	0	36	54	0	0	0	18	0	36	54
						1							1							1
						17,694							17,934							18,094
						237							240							242
1,475	4,946	2,485	1,030	4,770	2,988	17,694	1,502	5,024	2,530	1,030	4,860	2,988	17,934	1,520	5,076	2,560	1,030	4,920	2,988	18,094
						13,676							13,916							14,076

3　地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて実施するものです。

ここでは、計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

量の見込みにあたっては、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

地域子ども・子育て支援事業
（１）利用者支援に関する事業 （２）時間外保育事業 （３）放課後児童健全育成事業 （４）子育て短期支援事業 （５）乳児家庭全戸訪問事業 （６）養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 （７）地域子育て支援拠点事業 （８）一時預かり事業 （９）病児保育事業 （10）子育て援助活動支援事業 （11）妊婦に対して健康診査を実施する事業 （12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 （13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（１）利用者支援に関する事業（利用者支援）

子ども・子育て支援に関わる情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①しながわっ子　子育てかんがるープラン（保育課）

妊娠中の方から小学校就学前までの保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランの作成を支援しています。

■図表 30　しながわっ子　子育てかんがるープラン実績数　（件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	380	348	595	568

②子育てひろば事業相談（子ども育成課）

少子化や育児の孤立化にともなう子育ての不安などの対応として、児童センターや地域子育て支援センター（ぷりすく－る西五反田内）で子育て相談を実施しています。

■図表 31　子育てひろば事業相談件数実績数　（件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全相談件数	2,152	2,268	2,544	2,506
うち児童センター	2,098	2,229	2,392	2,281
うち地域子育て支援センター	54	39	152	225

※地域子育て支援センター近隣に子育て世代向けマンションが建設されたため、件数の増加につながったと考えられる。

③しながわネウボラネットワーク（保健センター・子ども家庭支援センター）

③－１　妊娠期からの相談事業　全妊婦面接（保健センター）

子どもを安心して健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要です。

出産・子育てを応援する仕組みとして、妊婦全員を対象とした妊娠期からの相談事業を、平成 27 年 11 月より開始しました。助産師等の相談員が保健センター・健康課で面接を行い、母子保健、子育て情報を紹介し、面接後にお祝い品を贈呈しています。平成 28 年６月からは、おおむね産後１カ月までに、原則電話による状況把握および相談（産後全戸電話相談）も実施しています。

■図表 32　妊婦面接数　（件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
面接件数	1,618	3,194	3,352	3,617

※平成 27 年 11 月から開始。

③－２　子育てネウボラ相談（子ども家庭支援センター）

保健師、看護師、保育士などが「子育てネウボラ相談員」として子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランを作ります。

＜実施場所＞東品川・三ツ木・水神・大井倉田・平塚・旗の台・冨士見台・ゆたか・八潮児童センター（９カ所）

■図表 33　子育てネウボラ相談件数　（件）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
面接件数	1,092	1,228	1,101

第一期の成果および実施状況

①しながわっ子　子育てかんがるープラン（保育課）

ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。

②子育てひろば事業相談（子ども育成課）

少子化や育児の孤立化に伴う子育ての不安などの対応として、児童センターや地域子育て支援センター（ぷりすくーる西五反田内）で相談を受け付けています。各施設では、相談内容に応じ、情報の提供、および適切な機関につなげています。

今後の課題と方向性

親子で利用できる施設や子育て支援事業の紹介などの多様な子育てに関する相談に対応するため、保育園での保育体験やチャイルドステーション事業、子ども・子育て支援に関わる情報提供等を、利用者のニーズに合わせて引き続き進めます。

量の見込みと確保方策

（件）

量の見込み①					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
しながわっ子 子育てかんがるーぷラン	403	411	414	418	422
確保方策②					
しながわっ子 子育てかんがるーぷラン	403	411	414	418	422
②－①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

令和元年度の実績見込みに将来人口推計における 0～５歳児の人口増加率を掛け合わせて算出しました。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

保育園の保育時間は、保護者の勤務時間やその他の状況を考慮して定めています。小学校就学前の子どもに対する保育が必要な時間帯に応じて、適切な目標事業量を設定します。

また時間外保育事業は、保育の必要性に応じて保育標準時間（11 時間保育）と保育短時間（８時間保育）の２区分に対応して設定されています。

現在の取り組み

①延長夜間保育（保育標準時間認定対象）（保育課・保育支援課）

基本開園時間（午前７時 30 分から午後６時 30 分）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

②時間内延長保育（保育短時間認定対象）（保育課・保育支援課）

基本開園時間（午前７時 30 分から午後６時 30 分）以内で８時間を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

■図表 34　延長保育の実施園数（平成 31 年４月１日時点）　（カ所）

	実施時間	公立保育園	私立保育園
延長早朝保育	午前７時 00 分～午前７時 30 分	0	11
延長夜間保育	午後６時 30 分～午後７時 30 分	34	14
	午後６時 30 分～午後８時 00 分	0	12
	午後６時 30 分～午後８時 30 分	7	48
	午後６時 30 分～午後９時 00 分	0	2
	午後６時 30 分～午後９時 30 分	0	1
	午後６時 30 分～午後 10 時 00 分	6	0
	延長夜間保育実施園合計	47	77

■図表 35　公立園延長保育（標準時間認定）の利用状況（延べ人数）　（人）

年度	1 時間延長	2 時間延長	夜間	合　計	利用者数
平成 27 年度	72,648	17,315	3,709	93,672	2,570
平成 28 年度	77,339	18,244	3,869	99,452	2,688
平成 29 年度	72,900	16,375	2,801	92,076	2,662
平成 30 年度	68,456	13,880	1,855	84,191	2,611

■図表 36　公立園延長保育（短時間認定）の利用状況（延べ人数）　（人）

年度	1 時間延長	2 時間延長	3 時間延長	合　計	利用者数
平成 27 年度	3,805	451	122	4,378	432
平成 28 年度	3,392	807	321	4,520	462
平成 29 年度	2,762	615	195	3,572	417
平成 30 年度	2,172	635	264	3,071	418

■図表 37　私立園延長保育（標準時間認定）の利用状況（延べ人数）　（人）

年度	早朝	1 時間延長	2 時間延長	合　計	利用者数
平成 27 年度	1,193	51,637	20,433	73,263	1,571
平成 28 年度	1,813	64,308	24,135	90,256	2,079
平成 29 年度	1,384	69,837	23,845	95,066	2,136
平成 30 年度	2,197	89,402	25,660	117,259	2,800

■図表 38　私立園延長保育（短時間認定）の利用状況（延べ人数）　（人）

年度	早朝	1 時間延長	2 時間延長	合　計	利用者数
平成 27 年度	2,472	7,025	304	9,801	183
平成 28 年度	2,354	9,833	475	12,662	241
平成 29 年度	1,745	10,494	766	13,005	311
平成 30 年度	3,071	16,401	829	20,301	462

第一期の成果および実施状況

公立園では全園で午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分までの延長保育を実施しており、園によっては最長で午後 10 時までの夜間保育を実施しています。平成 28 年度以降の延長保育の利用状況を見ると、標準時間認定者、短時間認定者ともに、合計の利用実績が減少しています。

私立園については、利用方法や延長保育料が各園で異なるものの、保護者のニーズは高く、利用者数は増加しています。平成 31 年度には、新規に 11 園が延長保育を開始しました。

今後の課題と方向性

国が進める働き方改革の影響等から、育児短時間勤務等の多様な働き方が浸透してきております。この状況を踏まえ、今後も保護者のニーズを把握した上で、子どもの保育環境が保障できるよう適切な制度設計を図っていきます。

量の見込みと確保方策

（人）

ニーズ量					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
時間外保育事業	6,541	6,594	6,631	6,687	6,765
量の見込み①					
時間外保育事業	7,265	7,661	7,758	7,856	7,905
確保方策②					
時間外保育事業	7,265	7,661	7,758	7,856	7,905
②－①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

公立園については、平成 30 年度の実績に平成 28 年度から平成 30 年度の標準時間認定および短時間認定それぞれの減少率の平均を掛け合わせて算出しました。私立園については、平成 30 年度の実績から 1 園当たりの利用者数を算出し、今後見込まれる私立保育園の園数と掛け合わせて算出しました。

量の見込み＝公立園（標準時間認定+短時間認定）+私立園（標準時間認定+短時間認定）

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに関わる保育との連続性を重視して、放課後児童健全育成事業の利用希望を勘案し、適切な目標事業量を設定します。

また、本区では、平成 13 年度に「すまいるスクール」を開設し、平成 16 年度から国に先駆けて「放課後子ども総合プラン※」として放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施しています。

※「放課後子ども総合プラン」とは、共働き家庭などの「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力して一体型を中心とした放課後児童クラブや放課後子供教室を計画的に整備するものです。

現在の取り組み

①すまいるスクール（子ども育成課）

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、児童が安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全小学校および義務教育学校内に開設し、学校や地域のボランティア、ＰＴＡの協力を得ながら、多彩な事業を展開しています。

■図表 39　すまいるスクール登録数・登録率　（人）

	平成 30 年３月末		平成 31 年３月末	
	児童数	登録数	児童数	登録数
全児童数	14,626	9,751	15,405	10,257
うち低学年	7,710	7,129	8,008	7,405
うち高学年	6,916	2,622	7,397	2,852
１校平均	395	264	416	277
登録率	―	66.7	―	66.6

■図表 40　すまいるスクール参加児童数（延べ人数）　（人）

	平成 29 年度		平成 30 年度	
	平日	土曜	平日	土曜
全児童数	787,983	38,641	811,475	35,024
１日平均	3,229	789	3,326	730
登録参加率	33.1	8.1	32.4	7.1

第一期の成果および実施状況

すまいるスクールは、放課後児童クラブと放課後子供教室を、平成 16 年度より一体的に実施しています。児童が自由に参加し、活動できる放課後の居場所として、学校や地域の協力を得て、内容の充実に努めています。平成 28 年度より、午後７時までの運営時間の延長（午後６時以降は１～３年生が利用可）、また午後５時を超えて利用する児童への間食の提供など事業の見直しを実施しました。

今後の課題と方向性

今後もすべての小学校および義務教育学校で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、放課後に希望するすべての児童が安全・安心に活動できる場所として、家庭や学校との連携を進めるとともに、地域の方などとの協働で児童の健全育成を推進します。

またこれまでと同様、子ども未来部と教育委員会が連携し、学校改築や児童数の増加に伴う学級数増などによる活動場所の調整等、課題解決に向けて情報共有を行い、事業の充実を図ります。

すまいるスクールでの活動を通じ、異年齢の交流や遊びのルールを守ること等による社会性や、挨拶や遊具および自分の持ち物の整理等により、自主性が身につくよう働きかけていきます。利用者や地域住民へは、毎月のお知らせの発行や保護者会の実施、学校行事への参加や、近隣の幼稚園や保育園とのかかわりを持つことで、すまいるスクールの周知をしていきます。

なお、子どもの発達や自宅での生活場所にも配慮しつつ、社会状況の変化による保護者の就労等の状況の変化に対応するため、引き続き開所時間を午後７時まで延長（１～３年生）し運営していきます。

量の見込みと確保方策

（人）

ニーズ量					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
登録児童数	1,446	1,442	1,492	1,552	1,596
量の見込み①					
1 年生	3,024	3,026	3,269	3,240	3,217
2 年生	2,739	2,874	2,872	3,105	3,071
3 年生	2,299	2,434	2,550	2,550	2,751
4 年生	1,584	1,648	1,742	1,826	1,823
5 年生	884	884	919	971	1,017
6 年生	409	427	426	443	469
登録児童数計	10,939	11,293	11,778	12,135	12,348
確保方策②					
放課後児童健全育成事業	10,939	11,293	11,778	12,135	12,348
②－①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

６～11 歳児（１～６年生）の人口推計を基礎値に、平成 28 年から平成 30 年度の区立小学校・義務教育学校前期課程の平均入学率（５月１日児童数／各年度４月１日６～11 歳児）および平成 28 年から平成 30 年度のすまいるスクール学年別平均登録率を掛け合わせて算出しました。

（４）子育て短期支援事業

（短期入所生活援助（ショートステイ）事業／夜間養護等（トワイライトステイ）事業）

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業などによる対応を考慮し、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①子育て家庭在宅サービス事業（子ども家庭支援センター）

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行っています。

■図表 41　ショートステイ　事業実績数　（件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	11	13	17	26
延べ宿泊数	33	51	125	130

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間、または休日に不在となり児童の養育が困難となったなどの緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かっています。

■図表 42　トワイライトステイ　事業実績数　（件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	360	73	78	86
延べ利用回数	1,938	1,984	2,016	1,656

※利用者数　平成 27 年度：延人数　　平成 28 年度以降：実人数

第一期の成果および実施状況

ショートステイについては、保護者の疾病・出産等による入院、冠婚葬祭などでお子さんの養育が一時的に困難となった時に加え、育児不安や育児疲れ、看病疲れなどの理由でお子さんの養育ができないとき、短期的に支援しました。平成 29 年度と比較して件数に増加がみられました。

今後の課題と方向性

子育て支援と要保護児童対策の両面から引き続き支援していきます。

量の見込みと確保方策

（人）

量の見込み①（ニーズ量）					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子育て短期支援事業	140	146	151	156	161
確保方策②					
子育て短期支援事業	140	146	151	156	161
②－①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

ニーズ調査の結果を基に算出しました。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

乳児期早期は育児不安を強く感じる母親が多いため、保健センターなどによる家庭訪問を実施する事業です。出生数を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①すくすく赤ちゃん訪問事業（保健センター・子ども育成課）

母子保健法に基づく保健指導ならびに児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業として、生後４カ月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行います。訪問を受けられなかった家庭にも、児童センター職員が訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

■図表 43　すくすく赤ちゃん訪問事業訪問件数など　（件）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数		3,029	3,064	3,110	3,193
内訳	保健センター	3,018	3,062	3,102	3,181
	児童センター	11	2	8	12
出生通知票受理件数		2,578	2,243	2,183	2,002
出生数		3,706	3,901	3,734	3,818
訪問率		81.7%	78.5%	83.3%	83.6%

※訪問率は、訪問件数を出生数で除した数値。

第一期の成果および実施状況

出生通知票による申込みのない家庭へ手紙による予告訪問に加え、平成 28 年６月から、おおむね産後１カ月までに、原則電話による状況把握と相談を行う産後全戸電話を開始し、訪問申込みの再周知を図っています。また、病院からの連絡を含め把握率は 94.2%、訪問率は 83.6%となっています。出産後の支援として広く育児や子育て支援情報を届けるとともに、親子の健康に関する相談を行い、子育て家庭の孤立化防止に資することができました。

なお、すくすく赤ちゃん訪問事業で把握できなかった乳児家庭については、４カ月児健診では 96.2%、その後の調査等で 100%の状況把握ができています。

今後の課題と方向性

育児不安の解消や保護者の孤立化防止は、虐待の発生予防にも通じる重要な取組みです。

妊娠期からの相談事業での面談等、さまざまな機会をとらえ一層の周知を図り訪問へつなげていきます。

量の見込みと確保方策

（件）

量の見込み①					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問件数	3,279	3,363	3,355	3,388	3,376
確保方策②					
訪問件数	3,279	3,363	3,355	3,388	3,376
②－①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

将来人口推計における０歳児の人口に対し訪問実績をもとに算定しました。

（６）養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。児童福祉法第６条の３第５項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第８項に規定する要保護児童数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①養育支援訪問（子ども家庭支援センター）

子育て支援センター（家庭あんしんセンター内）では、保健所・保健センターなどの関係機関と連携して、保護者の不適切な養育態度、極度の養育不安など、児童の健全な成長に懸念が持たれる家庭に対して、児童虐待の予防的支援を行っています。

■図表 44　養育支援訪問実績数　（件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養育支援訪問	376	196	127	38

第一期の成果および実施状況

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な児童の養育が可能となるよう支援しました。近年では、地区担当保健師による訪問指導やしながわネウボラネットワーク各種事業の実施により、訪問件数は減少しています。

今後の課題と方向性

育児支援と児童虐待の早期発見・予防の両面から、引き続き養育支援が特に必要な家庭に対して支援していきます。

量の見込みと確保方策

（件）

量の見込み①					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
養育支援件数	50	50	50	50	50
確保方策②					
養育支援件数	50	50	50	50	50
②－①	0	0	0	0	0

（７）地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを実施する事業です。基本的な事業は、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て支援に関する講座などの開催です。利用希望などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①地域子育て支援センター（子ども育成課）

・子育て相談事業：地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報を提供しています。
・地域組織化活動事業：地域の子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

■図表 45　地域子育て支援センター乳幼児利用実績数　（人日、件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	2,744	2,874	3,526	4,320
利用者数（月平均）	229	240	294	360

②児童センター事業（子ども育成課）

児童センターは、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする施設です。児童に遊びの機会を提供し、自立援助を行うだけでなく、子育て家庭を支援するため、子育て相談や親子のひろばなどを実施しています。

■図表 46　児童センター乳幼児利用実績数　（人日、件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	236,094	245,119	233,433	240,155
利用者数（月平均）	19,675	20,427	19,453	20,013

《親子のひろば》

友達との交流、母親同士の子育ての交流などを主な目的とする事業で、手遊び、紙芝居、季節行事、工作、体操などをとおして、親子で楽しいひと時を過ごしています。

■図表 47　親子のひろばの実施回数・利用者数　（回数、人日、件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
クラブ数	105	104	106	107
実施回数	3,394	3,270	3,369	3,409
延べ利用者数	53,160	52,605	52,348	51,685
利用者数（月平均）	4,833	4,782	4,759	4,699

《チャイルドステーション事業（児童センター）》

子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援します。また、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースなど、乳幼児親子が安心して外出できるよう施設を整備しています。

■図表 48　チャイルドステーション事業（児童センター）の実施施設数・登録者数

（カ所、件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	25	25	25	25

③チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）（保育課）

保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施することで、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し、保護者が気軽に相談できる場として、地域の子育て支援を行っています。

■図表 49　チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）の実施施設数・利用者数

（カ所、人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	43	43	43	43
延べ利用者数	2,401	1,524	1,231	926

④地域交流室ポップンルーム（保育支援課）

在宅で子育て中の就学前の乳幼児と保護者の方を対象に地域交流室を開放しています。交流室は、荏原保健センター内、北品川第二保育園内、平塚ゆうゆうプラザにあります。保育士が見守り、安全・安心で衛生的に行っています。

■図表 50　地域交流室ポップンルーム実績数　（人日、件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施日数	244	244	244	244
利用者数（月平均）	344	558	772	809
延べ利用者数	4,129	6,707	9,274	9,709

第一期の成果および実施状況

①地域子育て支援センター　②児童センター事業（子ども育成課）

地域の身近な場所である児童センターや地域子育て支援センター（ぷりすくーる西五反田内）では、親同士の交流の機会の提供や育児相談、子育てに関する情報提供などを行っています。

③チャイルドステーション事業（保育課）

保育園・幼稚園で行っているチャイルドステーション事業の一つである子育て体験事業は、利用者数が減少しています。

④地域交流室ポップンルーム（保育支援課）

地域交流室ポップンルームに関しては、平成 31 年４月、新たに平塚ゆうゆうプラザ内に開設しました。

今後の課題と方向性

地域ぐるみの子育て支援をより一層充実させるべく、必要な情報の提供や利用者支援を強化します。

量の見込みと確保方策

（人日、１月あたり）

ニーズ量					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
地域子育て支援拠点事業	15,223	15,465	15,608	15,741	15,874
量の見込み①					
地域子育て支援拠点事業	27,483	28,060	28,256	28,510	28,767
確保方策②					
地域子育て支援拠点事業	27,483	28,060	28,256	28,510	28,767
②－①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

平成 30 年度の実績に将来人口推計における０～５歳児の人口増加率を掛け合わせて算出しました。

（８）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。利用希望などを勘案し、また、他の子育て援助活動支援事業などによる対応を考慮し、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）【幼稚園型】（保育課・保育支援課）

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

■図表 51　区立幼稚園等預かり保育実施施設数・延べ利用者数　（カ所、人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	10	10	10	10
延べ利用者数	43,441	44,391	50,099	48,216

■図表 52　私立幼稚園預かり保育（きんだぁくらぶ）実施施設数・延べ利用者数　（カ所、人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	8	8	7	7
延べ利用者数	63,802	63,978	66,406	67,305

②幼稚園以外の一時預かり事業【幼稚園型以外】

②－１　一時保育（保育課・保育支援課）

区内在住の保護者が病気や出産などで、子どもの保育ができない時に一時的に保育園で預かっています。

■図表 53　一時保育の利用実績（区立保育園）　（人、人日）

保育事由		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
死亡・行方不明	人数	0	0	0	8
	人日数	0	0	0	55
入院・通院	人数	149	105	106	90
	人日数	761	344	624	442
看護	人数	32	19	10	9
	人日数	112	68	21	39
幼稚園休園	人数	99	109	87	128
	人日数	479	642	408	732
緊急一時	人数	3	11	2	10
	人日数	3	562	14	139
その他	人数	146	233	43	15
	人日数	381	465	164	38
合計	延べ利用人数	429	477	248	260
	延べ利用人日数	1,736	2,081	1,231	1,445

■図表 54　一時保育の利用実績（私立保育園）　（カ所、人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	9	13	8	8
延べ利用者数	922	855	692	396

②－２　生活支援型一時保育（オアシスルーム）（保育支援課）

在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物など、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時預かりを行っています。

■図表 55　生活支援型一時保育（オアシスルーム）の実施場所数・延べ利用者数（カ所、人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施場所数	8	9	9	10
リフレッシュ	3,928	4,748	5,643	7,824
通院・出産	2,014	2,130	2,122	2,721
ショッピング	233	226	300	321
美容院	345	364	357	533
学校などの行事	2,079	2,129	1,970	2,118
カルチャースクール	1,292	986	921	802
仕事	2,774	3,398	2,841	2,558
その他	1,413	1,294	2,074	3,305
合計	14,078	15,275	16,228	20,182

第一期の成果および実施状況

品川区の一時預かり事業については、これまで、様々な事業メニューを用意し、対象者・実施施設などの条件の異なるニーズに対応してきました。一時保育（区立保育園）については、幼稚園休園の事由による利用実績が増加しています。生活支援型一時保育（オアシスルーム）については、平成 30 年度よりインターネット予約受付を開始し、利便性の向上を図ったこともあり、年々上昇傾向にありますが、私立保育園の一時保育については、平成 29 年度と比較して、利用実績が減少しています。

今後の課題と方向性

区立保育園については、待機児童対策の一環として定員の弾力化等に加え一時保育も実施しています。今後も安定した受入体制の維持に努めます。生活支援型一時保育（オアシスルーム）については、利便性の向上を図るため、引き続き実施内容を検討します。

量の見込みと確保方策

（人日）

ニーズ量					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号若しくは新１号認定	14,504	14,504	14,530	14,650	14,872
新２号認定	23,769	23,769	24,006	24,198	24,560
幼稚園型以外	163,465	166,300	167,949	169,376	170,716

幼稚園型（教育・保育給付認定区分が１号の者、若しくは施設等利用給付認定区分が新１号認定の者）　（人日）

量の見込み①					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号若しくは新１号認定	25,127	25,655	25,910	26,324	26,876
確保方策②					
１号若しくは新１号認定	25,127	25,655	25,910	26,324	26,876
②－①	0	0	0	0	0

幼稚園型（施設等利用給付認定区分が新２号認定の者）　（人日）

量の見込み①					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
新２号認定	98,843	100,919	101,929	103,559	105,733
確保方策②					
新２号認定	98,843	100,919	101,929	103,559	105,733
②－①	0	0	0	0	0

幼稚園型以外　（人日）

量の見込み①					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園型以外	24,554	25,960	27,453	31,168	32,984
確保方策②					
幼稚園型以外	24,554	25,960	27,453	31,168	32,984
②－①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

幼稚園型については、平成 30 年度の実績に将来人口推計における３～５歳児の人口増加率を掛け合わせて算出しました。幼稚園型以外については、平成 29 年度から平成 30 年度の実績および過去の増加率を基に算出しました。

（９）病児保育事業（病児保育・病後児保育）

子どもが発熱などで急に病気になり集団保育が困難で、保護者が家庭で保育ができない場合、医療機関および保育所に併設された専用スペースにおいて看護師などが一時的に保育する事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①病児保育（保育課）

保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関および保育所に併設している病児保育室にて、一時的にお預かりします。

■図表 56　病児保育の実施施設数・延べ利用者数　（カ所、人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	2	2	2	3
延べ利用者数	572	783	828	1,275

②病後児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを保育園で一時的にお預かりします。

■図表 57　病後児保育の実施施設数・延べ利用者数　（カ所、人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	4	4	4	4
延べ利用者数	829	590	541	491

第一期の成果および実施状況

病児保育事業については、子どもが病気または回復期で保護者がどうしても仕事を休めない場合の就労支援策として実施してきました。病児保育は平成 30 年度に３施設の新規開設を行い、令和元年度より４施設で実施しています。平成 30 年度は施設の増加に伴い、利用実績が平成 29 年度に比べて増加しています。病後児保育については、骨折による長期間の利用者の減等から、利用実績が年々減少しています。

今後の課題と方向性

昨年度、病児保育施設の新規開設により事業に対するニーズに対応してきましたが、地区によっては病児保育施設が近くにないのが現状であり、今後も新規開設について検討していきます。

子どもが病気で集団保育が困難であり、保護者が仕事を休めない場合の保護者の子育てと就労の両立支援を行うとともに、児童福祉の向上に引き続き努めます。

量の見込みと確保方策

（人日）

量の見込み①（ニーズ量）					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
病児保育事業	12,526	12,789	12,904	13,020	13,137
確保方策②					
病児保育事業	12,320	12,600	12,600	13,560	13,560
②－①	-206	-189	-304	540	423

【算出の考え方】

ニーズ調査の結果を基に算出しました。

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりなどの援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業などの他の事業による対応の可能性も勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①ファミリー・サポート事業（子ども家庭支援課）

依頼会員と提供会員の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内２カ所に設置し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

■図表 58　ファミリー・サポート・センター活動状況

《平塚ファミリー・サポート・センター》　（人、件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
提供会員数	229	225	224	204
依頼会員数	2,386	2,331	2,424	2,517
提供兼依頼会員数	10	11	11	8
活動件数	3,883	2,920	2,842	2,121

※活動件数は対象者（０歳～12 歳）の年間実績件数。

《大井ファミリー・サポート・センター》　（人、件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
提供会員数	207	209	228	236
依頼会員数	1,766	1,828	2,000	2,157
提供兼依頼会員数	26	25	25	23
活動件数	4,671	4,789	5,106	5,986

※活動件数は対象者（０歳～12 歳）の年間実績件数。

第一期の成果および実施状況

依頼会員の増加によるニーズに柔軟に対応すべく、提供会員養成講座の開催により、平成 30 年度は 24 人の提供会員の新規登録がありました。また、ファミリー・サポート・センター事業を区民に周知することに努め、理解を得ることで、地域の相互援助活動の積極的な支援につながるよう取り組みました。

今後の課題と方向性

引き続きファミリー・サポート・センター事業の周知を積極的に行うなど、提供会員の確保に努めます。

量の見込みと確保方策

（人日）

量の見込み（ニーズ量）①					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子育て援助活動件数	8,434	8,602	8,774	8,949	9,127
確保方策②					
子育て援助活動件数	8,434	8,602	8,774	8,949	9,127
②－①	0	0	0	0	0

※量の見込み（ニーズ量）について、国の算出方法では対象者が５歳のみであり、品川区の事業と大きな差があるため、対象者を 0 歳～12 歳としました。

【算出の考え方】

平成 30 年度の実績に平成 29 年度から平成 30 年度の増加率を掛け合わせて算出しました。

（11）妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。出生の届出や母子手帳の発行件数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①妊婦健康診査（健康課）

妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障害予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しています。１妊娠期間中、妊婦健康診査を 14 回までと、超音波検査を１回、公費助成しています。また、平成 28 年度より子宮頸がん検査の助成を開始しています。

■図表 59　妊婦健康診査（指定医療機関実施）　（枚数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数（件）	4,407	4,269	4,414	4,248
妊婦健康診査（１回目受診票）	4,086	3,995	4,075	3,929
妊婦健康診査（２～14 回目受診票）	39,230	39,965	38,901	37,265

第一期の成果および実施状況

１妊娠期間中、妊婦健康診査を 14 回までと、超音波検査１回分、子宮頸がん検査１回分に対する公費助成を実施しました。

今後の課題と方向性

母子保健法第 13 条の規定の主旨を踏まえ、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母・児童の障害防止などに資することを目的に、必要な妊婦健康診査を実施します。

量の見込みと確保方策

（枚数）

量の見込み①					
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
妊娠届出数(件)	4,509	4,572	4,558	4,549	4,531
１回目受診票	4,170	4,228	4,215	4,207	4,190
2～14 回目受診票	39,558	40,112	39,992	39,912	39,752
受診票件数計	43,728	44,340	44,207	44,119	43,942
確保方策②					
受診票作成件数	43,728	44,340	44,207	44,119	43,942
②－①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

平成 30 年度の実績に将来人口推計における０歳児の人口増加率を掛け合わせて算出しました。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

区立幼稚園在園児の中で生活保護世帯の保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または幼稚園の遠足に要する費用等について、国・都・区が補足給付を実施し、保護者の負担軽減を図るものです。

※「子ども・子育て支援法」に基づき、品川区では平成 28 年４月から実施している事業です。

■図表 60　実費徴収に係る給付実績　（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
給付者数	―	2	3	3

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力を活用していきます。

■図表 61　保育施設の設置主体　（カ所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
社会福祉法人	15	16	16	19
学校法人	1	1	1	1
株式会社	46	55	68	82
有限会社	3	3	3	3
ＮＰＯ法人	7	7	7	8
個人	3	3	3	3

4　特別な配慮が必要な児童への支援

障害のある子もない子も、ともに地域で育つことが重要であり、保育園や幼稚園、小学校入学後の日中活動の場等においても、合理的配慮の提供に向けた取組みが求められています。

①発達支援事業（障害者福祉課）

品川児童学園（品川区立障害児者総合支援施設内）は、主に知的障害や発達障害の未就学児への療育と、障害児を育てる保護者支援の拠点施設としての役割を担っています。

専門的な相談の窓口となる子ども発達相談室では、発達の遅れや発達特性のある未就学児の相談を実施しています。また、保育園や幼稚園への巡回相談や、保育所等訪問支援など、アウトリーチ型の支援も充実を図っています。

②障害児への巡回相談（保育課・保育支援課）

公私立保育園・幼稚園では、主に発達（知的・運動機能）に遅れや障害のある児童等を対象に、嘱託医や心理士等の専門家による巡回相談を実施し、保育の仕方や、保育士としての対応上の留意点等について、専門的なアドバイスを受けることで保育の専門性の向上を図り、障害児に対する適切な支援に役立てています。私立保育園の園数の増加に伴い巡回指導の拡充を図るなど、今後も継続して実施していきます。

③医療的ケア児の受け入れ（保育課）

医療的ケア児の保育園申込みに際し、保育の必要性や健康状態、医療的ケアの実施状況等を審査して入園を判断しています。受け入れについては平成 29 年度から区立保育園にて行っており、医療的ケアを実施するための研修の受講機会を増やすなど、知識、技術等の習得に努めています。今後も児童の状況に応じた適切な受け入れ態勢や緊急時の対応等を個別に検討していきます。

④すまいるスクールでの特別支援児童の受け入れ（子ども育成課）

すまいるスクールは、１年生から６年生までの希望する児童が自由に参加し、活動できる放課後の居場所です。当該校在籍の特別支援学級の児童や特別支援学校の児童等を「特別支援児童」として、受け入れを行っており、利用状況に応じた従事スタッフの加配に努めています。

5　しながわネウボラネットワーク

子どもを安心して産み育てるためには、健康、生活、育児などの多様な相談や支援が欠かせません。品川区は新しい取組みやサービスの充実をとおして、「妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を進めています。

①妊娠期からの相談事業　全妊婦面接（保健センター）

現在の取り組み

子どもを安心して健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要です。

出産・子育てを応援する仕組みとして、妊婦全員を対象とした妊娠期からの相談事業を、平成 27 年 11 月より開始しました。助産師等の相談員が保健センター・健康課で面接を行い、母子保健、子育て情報を紹介し、面接後にお祝い品を贈呈しています。平成 28 年６月からは、おおむね産後１カ月までに、原則電話による状況把握および相談（産後全戸電話相談）も実施しています。

■図表 62　妊婦面接数　（件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
面接件数	1,618	3,194	3,352	3,617

第一期の成果および実施状況

平成 27 年度から事業を開始し、妊娠期からの面接相談をとおして、母子保健情報や子育てサービスの情報提供を実施しています。妊娠届出数を母数とした面接率は、平成 30 年度は 85%でした。

また、産後全戸電話相談は平成 30 年度 1,793 件でした。

今後の課題と方向性

今後も引き続き事業周知を図り、妊娠期からの切れ目のない支援へとつなげていきます。妊娠届出時の面談が増加しているため、今後は出産までの間の支援体制の検討をしていきます。

②産後の家事育児支援の利用助成（子ども家庭支援センター）

現在の取り組み

心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー（区と提携）の利用に対して、サービスの利用費の一部を助成します。

■図表 63　産後の家事育児支援の利用助成申請者数　（人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ申請者数	42	81	218

第一期の成果および実施状況

平成 28 年度から事業を開始し、家事・育児支援のヘルパー（区と提携）の利用に対して、サービス利用費の一部を助成しました。また、助成内容の見直しを検討し、平成 29 年度から助成限度時間を 10 時間から 20 時間に拡大しました。さらに、平成 30 年度から助成額を 1 時間 1,000 円から 2,000 円に拡大、プランニング料金に対する助成を新設、多胎出産向けの上限時間を新設しました。事業を開始した平成 28 年度と比較して延べ申請者数が５倍に増えています。

今後の課題と方向性

平成 29、30 年度と助成内容を拡大してきたため、今後は安定的に産後の家事育児支援を行っていきます。また、引き続き利用者アンケートを実施し、利用者のニーズや満足度を把握していきます。

③産後ケア事業（保健センター）

現在の取り組み

③－１　日帰り型

育児や授乳の具体的な方法や母体管理の相談に助産師等が応じます。（産後４カ月未満の母親と乳児が対象、所得に応じて自己負担があります。）

■図表 64　産後ケア（日帰り型）事業　実績数　（件）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数	90	156	259

第一期の成果および実施状況

平成 28 年６月から事業開始。経産婦の利用希望や、里帰り後の利用希望が多かったため、平成 29 年度より対象者を拡大し、経産婦も利用可とし、月齢についても産後４カ月未満へと拡大し実施しています。

今後の課題と方向性

産後ケアの国の指針が示されたことに伴い、今後指針に沿った内容への検討をしていきます。

③－２　宿泊型

現在の取り組み

家族などから育児や家事などの支援が得られにくく、体調不良や育児に不安のある初産の母子を対象に、指定医療機関に宿泊して産後の母体や乳児のケア、育児相談、授乳指導を行います。（初産で産後 10 週未満の母親と乳児が対象、所得に応じて自己負担があります。）

■図表 65　産後ケア（宿泊型）事業　実績数　（件）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数	22	80	88

第一期の成果および実施状況

平成 28 年 12 月から事業開始。妊婦面接等を通じ、宿泊型産後ケアを必要とする方の利用へとつなげています。利用後のアンケートにおいては、満足度は高く、利用者から好評です。

今後の課題と方向性

「要支援」「ハイリスク」と区分した妊婦に対し、宿泊型のケア内容や利用後の効果等について周知を図り、必要な妊産婦に支援を行います。今後、利用者の傾向や他の産後ケアの利用状況を見ながら、必要な支援につなげていきます。

③－３　訪問型

現在の取り組み

利用者宅に助産師が訪問し、乳房ケア（乳房マッサージを含む）や授乳指導・育児相談を実施します。（母乳等に関して不安がある、産後６カ月未満の母親と乳児が対象。産婦１人につき１回。所得に応じて自己負担があります。）

■図表 66　産後ケア（訪問型）事業　実績数（件）

	平成 30 年度
利用件数	304

第一期の成果および実施状況

平成 30 年６月から事業開始。事業開始前のアンケートにおいて希望の高かった内容であり、着実に利用にもつながっています。

今後の課題と方向性

今後の利用申込者数の推移を見守り、必要に応じ実施体制の検討を進めます。

③－４　電話授乳相談

現在の取り組み

母乳や授乳のことなどに関する相談に助産師が電話で対応します。

■図表 67　電話授乳相談　事業　実績数　（件）

	平成 30 年度
利用件数	316

第一期の成果および実施状況

平成 30 年４月から事業開始。母乳・授乳に関する相談先として、育児不安の解消につながっています。

今後の課題と方向性

授乳等の気軽な相談窓口として、引続き事業を実施します。

④子育てネウボラ相談（子ども家庭支援センター）

現在の取り組み

保健師、看護師、保育士などが「子育てネウボラ相談員」として子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランをつくります。

＜実施場所＞東品川・三ツ木・水神・大井倉田・平塚・旗の台・冨士見台・ゆたか・八潮児童センター（９カ所）

■図表 68　子育てネウボラ相談件数　（件）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
面接件数	1,092	1,228	1,101

第一期の成果および実施状況

生活に身近な児童センターで、子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介を行い、希望者にはサポートプランを作成しました。平成 31 年４月より相談員配置の児童センターを４か所増やしました。また、事業周知を図るため、平成 29 年 10 月からは他児童センターへの巡回宣伝を開始し、平成 30 年度からＰＲグッズの配布、看板の設置を行いました。利用者からは好評の声をいただいています。

今後の課題と方向性

相談事業を広く周知し、認知度を高めるために、引き続き相談員未配置の児童センターへの巡回宣伝を行うとともに、ＰＲグッズの配布や看板の設置を行います。

⑤生活支援型一時保育の拡充（保育支援課）

リフレッシュや通院などの理由で、一時的に就学前のお子さんをお預かりするオアシスルームを、実施拠点が一定の地域に偏りのないように検討のうえ増設する予定です。

6　幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

区では就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、０歳児からの保育・教育の充実に努めています。

乳幼児教育実践の手引きとして作成した「のびのび育つ　しながわっこ」の活用により、乳幼児教育の充実と子育て環境のさらなる向上へと結びつくよう、引き続き取り組みます。

また、乳幼児の保育・教育内容に高い関心をもち、よりよい保育・教育を望む保護者が増えていくなか、区立幼稚園に認可保育園を併設する幼保一体施設や就学前乳幼児教育施設の設置、保育所型認定こども園の開設など、幼保一体化を意識的に進めて、乳幼児教育のさらなる質の向上に努めてきました。

さらに、子どもを次世代に送り出すすべての施設においては、地域で子育てを支えあう環境を整備することと、家庭や地域の教育力を高め「子育ち、親育ち」を支援する必要があり、公立の全保育園・幼稚園・児童センターを「チャイルドステーション」とし、育児相談や親仲間同士で交流・情報交換ができる場所として開放しており、今後もこれらの施設をさらに充実します。

新制度では、幼稚園と保育園の特長をあわせ持つ「認定こども園制度」が改善され、既存の施設が認定こども園へ移行することが期待されており、区としても私立の認定こども園への移行を支援します。

現在の取り組み

①幼保一体施設

幼稚園と保育園のそれぞれの長所を活かした、０歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の事業（施設）を推進しています。

■図表 69　幼保一体施設（年齢区分型）の施設数と定員、園児数（平成 31 年４月１日時点）

（カ所、人）

施設数	保育園（０～３歳）		幼稚園（４・５歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
2	116	127	210	195	326	322

■図表 70　幼保一体施設（幼保連携並列型）の施設数と定員、園児数（平成 31 年４月１日時点）

（カ所、人）

施設数	保育園（０～５歳）		幼稚園（４・５歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
4	431	440	261	218	692	658

■図表 71　品川区立就学前乳幼児教育施設の施設数と定員、園児数（平成 31 年４月１日時点）

（カ所、人）

施設数	保育園（０～２歳）		幼児教育部門（３～５歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
1	46	46	54	75	100	121

②認定こども園

保育園機能とあわせて、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受入枠を設け、保育と教育を一体的に行っています。

■図表 72　保育所型認定こども園の施設数と定員、園児数（平成 31 年４月１日時点）

（カ所、人）

		施設数	定員 （うち認定こども園枠） ※区立４・５歳児、私立３～５歳児	園児数 （うち認定こども園枠） ※区立４・５歳児、私立３～５歳児
認定こども園		8	700 （60）	696 （27）
内訳	区立	4	412 （40）	441 （20）
	私立	4	308 （20）	262 （7）

7　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年 10 月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されたことを受け、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう、必要な様式や給付方法等について定めました。公正かつ適正な支給が確保できるよう、実施方法の検証を進めます。

また、認可外保育施設等の質の確保・向上に向け、施設等に関する各種情報の共有や関係法令に基づく指導への協力等について、東京都との連携を図ります。

第5章 計画の推進

1　計画の推進体制

本計画の推進にあたって、区内関係機関と連携して横断的に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、区民と連携して、多くの方の意見を取り入れ、施策を展開していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組みます。

2　進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）とともに計画全体の成果（アウトカム）の点検・評価が重要です。子ども・子育ての推進は、柔軟で総合的な取組みが必要であることから、品川区子ども・子育て会議の審議において、各年度で利用者の視点に立ち、区民や各子ども・子育て支援事業者の意見を踏まえ、計画の指標を点検・評価して施策の改善につなげます。

資料編

資料編１　委員名簿および審議経過

１　品川区子ども・子育て会議委員名簿

◎第１期　平成 25 年８月 29 日から平成 27 年３月 31 日 ※肩書き・役職等は当時のもの

選任区分	氏　　名	
学識経験者	河津　英彦	淑徳大学教育学部　教授
学識経験者	吉田　正幸	（株）保育システム研究所　代表
主任児童委員	安藤　正道	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会　副部会長
医療機関関係者	浅野　優	一般社団法人品川区医師会　理事
青少年委員	有馬　成美	品川区青少年委員会　会長
教育関係者	森嶋　尚子	品川区立延山小学校　校長
関係行政機関	森下　英志 （H25.８.29～H26.３.31）	東京都品川児童相談所　所長
	上川　光治 （H26.４.１～H27.３.31）	
事業主関係者	山下　智栄子	東京商工会議所　品川支部 情報産業分科会　副分科会長
労働者団体代表者	緑川　秀勝 （H25.８.29～H26.１.22）	日本労働組合総連合会　東京都連合会 品川地区協議会　事務局長
	若槻　まどか （H26.１.23～H27.３.31）	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	髙田　亜希	（株）空のはね　代表取締役
品川区私立幼稚園協会代表	甘利　直義	品川区私立幼稚園協会　会長
品川区私立保育園連合会代表	川西　絹子	品川区私立保育園連合会　会長
子ども・子育て支援に関する事業の利用者	安藤　公一	公益社団法人　東京青年会議所 品川区委員会
私立幼稚園利用者	伊藤　句里子	
区立幼稚園利用者	林　雅子	
私立保育園利用者	平林　貴子	
区立保育園利用者	兼高　智仁	
公募区民	稲垣　百合恵	
公募区民	佐藤　典子	
公募区民	相馬　ルリ子	

◎第２期　平成 27 年４月１日から平成 29 年３月 31 日　※肩書き・役職等は当時のもの

選任区分	氏　　名	
学識経験者	河津　英彦	淑徳大学教育学部　教授
学識経験者	吉田　正幸	（株）保育システム研究所　代表
主任児童委員	安藤　正道	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会　副部会長
医療機関関係者	吉原　幸子	一般社団法人荏原医師会
青少年委員	有馬　成美	品川区青少年委員会　会長
教育関係者	矢田　雅久	品川区立浜川小学校　校長
関係行政機関	鈴木　香奈子	東京都品川児童相談所　所長
事業主関係者	山下　智栄子	東京商工会議所　品川支部 情報産業分科会　副分科会長
労働者団体代表者	若槻　まどか （H27.４.１～H27.12.15）	日本労働組合総連合会　東京都連合会 品川地区協議会　事務局長
	柴田　浩司 （H27.12.16～H29.３.31）	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	須貝　美香	NPO 法人家庭的保育支援協会理事長 小規模保育サービス（株）代表取締役
品川区私立幼稚園協会代表	甘利　直義	品川区私立幼稚園協会　会長
品川区私立保育園連合会代表	川西　絹子	品川区私立保育園連合会　会長
区立小学校保護者	井門　敏明 （H27.４.１～H28.３.31）	品川区立小学校 PTA 連合会　会長
	千原　久樹 （H28.４.１～H29.３.31）	品川区立御殿山小学校 PTA 会長
私立幼稚園利用者	吉田　千春	
区立幼稚園利用者	池田　由起子	
私立保育園利用者	森下　麻理子	
区立保育園利用者	伊藤　友紀	
公募区民	飯島　知世	
公募区民	堀　英恵	
公募区民	渡辺　徹 （H27.４.１～H28.２.３）	

◎第３期　平成 29 年４月１日から平成 31 年３月 31 日　※肩書き・役職等は当時のもの

選任区分	氏　　名	
学識経験者	河津　英彦	淑徳大学教育学部
学識経験者	吉田　正幸	（株）保育システム研究所　代表
主任児童委員	坂上　好枝	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会　副部会長
医療機関関係者	浅野　優	一般社団法人品川区医師会　理事
青少年委員	有馬　成美	品川区青少年委員会　副会長
教育関係者	齋藤　早苗	品川区立芳水小学校　校長
関係行政機関	鈴木　香奈子	東京都品川児童相談所　所長
事業主関係者	山下　智栄子	東京商工会議所　品川支部 情報産業分科会　副分科会長
労働者団体代表者	柴田　浩司	日本労働組合総連合会　東京都連合会 品川地区協議会　事務局長
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	小西　由美枝	小規模保育所　プリメックスキッズ(株) 代表取締役
品川区私立幼稚園協会代表	豊島　呈次	品川区私立幼稚園協会
品川区私立保育園連合会代表	川西　絹子	品川区私立保育園連合会　会長
区立小学校保護者	鈴木　孝義	品川区立小学校 PTA 連合会　副会長 第四日野小学校 PTA 会長
私立幼稚園利用者	荒居　澄子	
区立幼稚園利用者	下川　由貴	
私立保育園利用者	山下　聖	
区立保育園利用者	若山　景	
公募区民	嶋田　真紀	
公募区民	保科　希代美	
公募区民	築山　芽吹	

◎第４期　平成 31 年４月１日から令和３年３月 31 日

選任区分	氏　　名	
学識経験者	河津　英彦	淑徳大学教育学部　元教授
学識経験者	吉田　正幸	（株）保育システム研究所　代表
主任児童委員	坂上　好枝	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会　副部会長
医療機関関係者	村井　孝安	一般社団法人荏原医師会　理事
青少年委員	有馬　成美	品川区青少年委員会　副会長
教育関係者	勝進　亮次	品川区立御殿山小学校　校長
関係行政機関	林　直樹	東京都品川児童相談所　所長
事業主関係者	山下　智栄子	東京商工会議所　品川支部 交通運輸分科会　副分科会長
労働者団体代表者	曾根　玲	日本労働組合総連合会　東京都連合会 品川地区協議会　事務局長
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	西内　隆昭	（株）ウィッシュ　代表取締役社長
品川区私立幼稚園協会代表	豊島　呈次	品川区私立幼稚園協会
品川区私立保育園連合会代表	石井　久美子	品川区私立保育園連合会　会長
区立小学校保護者	藤村　幸司	
私立幼稚園利用者	大川　規子	
区立幼稚園利用者	赤川　淑美	
私立保育園利用者	磯﨑　享	
区立保育園利用者	山﨑　美和	
公募区民	小松原　有美	
公募区民	保科　希代美	
公募区民	堀込　由美子	

2　審議経過

【平成 25 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第１回	平成 25 年８月 29 日（木） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）子ども・子育て会議について （2）品川区の子育て施策の現状について （3）子ども・子育て支援新制度について （4）利用希望把握調査について
第２回	平成 25 年 11 月 11 日（月） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）利用意向調査の結果について （2）品川区子ども・子育て支援事業計画について
第３回	平成 26 年３月 19 日（水） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）品川区子ども・子育て支援事業計画の素案について １．幼児期の学校教育・保育の量の見込み ２．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み （2）平成 26 年度以降の会議の進め方について

【平成 26 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第１回	平成 26 年６月 12 日（木） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）品川区子ども・子育て計画（案）の策定について １．子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進行動計画との一体化 ２．子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保方策」 （2）今後のスケジュールについて
第２回	平成 26 年９月２日（火） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）品川区子ども・子育て計画（案）の策定について １．子ども・子育て支援事業計画について ２．次世代育成支援対策推進行動計画（後期）主要事業の実績と成果について ３．第３次次世代育成支援対策推進行動計画について （2）今後のスケジュールについて
第３回	平成 26 年 10 月 16 日（木） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）品川区子ども・子育て計画（素案）の策定について （2）今後のスケジュールについて １．保育の必要性について ２．利用者負担について
第４回	平成 27 年１月 15 日（木） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）品川区子ども・子育て計画（素案）へのパブリックコメントについて （2）新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について （3）利用者負担の考え方について （4）第２期品川区子ども・子育て会議（品川区次世代育成支援対策推進協議会）について

【平成 27 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第１回	平成 27 年６月４日（木） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）品川区子ども・子育て計画および実績資料について （2）新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について （3）利用者負担の考え方について （4）今年度の会議の予定について
第２回	平成 27 年９月３日（木） 午後３時～５時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）審議事項 １．品川区子ども・子育て計画実績資料（追補版）および正誤表について ２．新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について （2）報告事項 １．保育料（２号・３号認定）の改定について ２．品川区の将来人口の推計結果について （3）今後の会議予定について
第３回	平成 28 年１月 14 日（木） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）審議事項 １．品川区子ども・子育て計画について ２．新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について （2）報告事項 １．平成 28 年度のすまいるスクールの事業内容の見直しについて ２．しながわネウボラネットワークのイメージについて ３．区立保育園の今後の運営について （3）来年度の会議予定について

【平成 28 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第１回	平成 28 年６月 16 日（木） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）報告事項 １．品川区子ども・子育て計画の平成 27 年度実績資料について ２．平成 28 年４月の保育状況等について ３．保育料の改定について ４．新規事業について （ア）しながわネウボラネットワーク ・妊娠期からの相談事業 ・産後の家事育児支援の利用助成 ・産後ケア事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ）の拡充 （イ）新規子育て応援プログラムの種類と内容 （ウ）しながわパパママ応援アプリの実績 （エ）すまいるスクール登録者数と時間延長希望者の実績 （2）その他
第２回	平成 28 年 10 月 27 日（木） 午後３時～５時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）審議事項 １．新規開設施設の定員について （2）報告事項 １．ひろまち保育園の運営事業者の変更について ２．平成 27 年度私立幼稚園施設数・利用者数の実績について ３．しながわネウボラネットワーク産後ケア（宿泊型）について ４．ファミリー・サポート・センター事業について （3）その他 １．その他 ２．今後の会議予定について
第３回	平成 29 年１月 19 日（木） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）審議事項 １．新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について （2）報告事項 １．しながわネウボラネットワーク産後ケア（宿泊型）について ２．生活支援型一時保育（オアシスルーム）実施施設について ３．（仮称）品川区子ども・若者計画の策定と 29 年度以降の品川区子ども・子育て会議について （3）その他

【平成 29 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第１回	平成 29 年６月 16 日（金） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）報告事項 １．品川区子ども・子育て支援事業計画の平成 28 年度実績報告について ２．しながわネウボラネットワークの内容と実績について ３．品川区認可外保育施設保育料助成制度の開始について ４．保育料の改正について （2）審議事項 １．新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について （3）その他
第２回	平成 29 年 11 月 17 日（金） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）審議事項 １．品川区子ども・子育て支援事業計画中間年度見直しによる改訂（案）について ・品川区子ども・子育て支援事業計画について ・中間年度の見直しについて ・法令改正に伴う改訂箇所について （2）報告事項 １．（仮称）品川区子ども・若者計画（素案）について （3）その他
第３回	平成 30 年１月 30 日（火） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）審議事項 １．品川区子ども・子育て支援事業計画中間年度見直し改訂版（最終案）について ・第２回品川区子ども・子育て会議からの変更箇所について ２．新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について （2）来年度の会議の予定について

【平成 30 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第１回	平成 30 年６月 18 日（月） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）報告事項 １．品川区子ども・子育て支援事業計画の平成 29 年度実績報告について ２．品川区子ども・子育て支援事業計画の第２期計画策定スケジュールについて ３．しながわネウボラネットワーク利用者支援事業について （2）審議事項 １．新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について （3）その他
第２回	平成 31 年２月６日（水） 午後２時～４時 場所：荏原第五区民集会所 ２階　第一集会室	（1）報告事項 １．品川区子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う意向調査の速報結果報告について ２．品川区子ども・子育て支援事業計画の第２期計画策定スケジュールについて （2）審議事項 １．新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について （3）その他

【平成 31 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第１回	令和元年６月５日（水） 午後２時～４時 場所：品川区役所　議会棟６階 第一委員会室	（1）報告事項 １．品川区子ども・子育て支援事業計画の平成 30 年度実績報告について ２．品川区子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う意向調査の結果報告について ３．幼児教育の無償化について （2）その他
第２回	令和元年 11 月 12 日（火） 午後２時 30 分～４時 30 分 場所：荏原第五区民集会所 ２階　第一集会室	（1）審議事項 １．第２期品川区子ども・子育て支援事業計画（素案）について （2）報告事項 １．ひろまち保育園の閉園に向けた対応について （3）その他
第３回	令和２年２月４日（火） 午後２時 30 分～４時 30 分 場所：荏原第五区民集会所 ２階　第一集会室	（1）審議事項 １．第２期品川区子ども・子育て支援事業計画（最終案）について ２．新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について （2）その他

資料編２　人口推計（０歳～11 歳）

平成 30 年度から平成 31 年度までは各年４月１日時点の実数　（人）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
０歳	3,633	3,671	3,858	3,911	3,901	3,894	3,880
１歳	3,678	3,667	3,845	3,870	3,918	3,912	3,902
２歳	3,642	3,572	3,612	3,784	3,804	3,854	3,845
３歳	3,345	3,619	3,588	3,567	3,732	3,755	3,801
４歳	3,314	3,337	3,597	3,563	3,538	3,704	3,724
５歳	3,122	3,302	3,311	3,583	3,548	3,529	3,692
０歳～５歳計	20,734	21,168	21,811	22,278	22,441	22,648	22,844
６歳～８歳計	8,642	8,940	9,464	9,796	10,211	10,447	10,645
９歳～11 歳計	8,007	8,295	8,483	8,719	8,997	9,433	9,748
合計	37,383	38,403	39,758	40,793	41,649	42,528	43,237

（資料：品川区住民基本台帳、品川区将来人口推計より作成）

資料編３　用語集

※「子ども・子育て支援法」を「法」と略します。

【あ行】

医療的ケア児

ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）等への長期入院ののち、引き続き人工呼吸器や胃瘻（いろう）等を使用し、痰吸引や経管栄養等の医療行為が日常的に必要な障害児のことです。

ＮＰＯ

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成 10 年に制定された「特定非営利活動促進法」により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になりました。

【か行】

家庭的保育事業

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が５人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。（法第７条）

企業主導型保育

事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成 28 年度に創設された事業です。（法第 59 条の２）

教育・保育施設

「認定こども園法」第２条第６項に規定する認定こども園、「学校教育法」第１条に規定する幼稚園および「児童福祉法」第 39 条第１項に規定する保育所のことです。（法第７条）

居宅訪問型保育事業

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。（法第７条）

（市区町村などが設置する）子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」第 77 条第１項で規定する市区町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」です。区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第 138 条の４第３項で定める区長の附属機関）。

子ども・子育て関連３法

①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備の推進法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国・地方公共団体・地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもや子どもの保護者に対する支援を行うことです。（法第７条）

（市区町村）子ども・子育て支援事業計画

５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画で全市区町村が作成します。（法第 61 条）

子ども、児童、若者

「子ども」を表す言葉に、「乳幼児」、「児童」、「若者」などがあります。これらの言葉が指す範囲は法律などにより異なりますが、本文では以下の範囲で使用します。なお、本計画では、「子ども」を概ね０歳から 18 歳までとします。

言葉	範囲	参考
乳児	満１歳に満たない者	児童福祉法
幼児	満１歳から小学校就学始期に達するまでの者	
少年	小学校就学から満 18 歳に達するまでの者	
児童	０歳以上 18 歳未満の者 （乳児、幼児、少年を合わせたもの）	
若者	思春期（中学生から概ね 18 歳まで）と 青年期（18 歳から概ね 30 歳まで）を合わせたもの	青少年育成施策大綱

（市区町村）子ども・若者計画

市区町村は、国の「子ども・若者ビジョン」および「東京都子供・若者計画」を勘案し、当該市区町村の区域内における子ども・若者の育成支援についての計画を作成するよう努めるものとされています。（子ども・若者育成支援推進法第９条第２項）

品川区では、平成 30 年３月に「品川区子ども・若者計画」を策定しました。

【さ行】

事業所内保育事業

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。（法第７条）

児童虐待

保護者がその監護する児童(18 歳に満たない者)に対し、殴る蹴るなどの身体的虐待、わいせつ行為などの性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うことです。

（市区町村）障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者計画は、障害者基本法第 11 条第３項６に基づく「市町村障害者計画」として策定するものです。障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市区町村障害福祉計画」として策定するものです。障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第１項の規定に基づく「市区町村障害児福祉計画」として策定するものです。

品川区では平成 27 年４月に「品川区障害者計画（平成 27 年度～令和５年度）を策定し、平成 30 年４月には、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的にした「第５期品川区障害福祉計画・第１期品川区障害児福祉計画（平成 30 年度～令和２年度）」を策定しています。

小規模保育事業

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が６人以上 19 人以下で保育を行う事業です。（法第７条）

【た行】

地域型保育事業

教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みです。（法第７条）

【な行】

認可保育園

児童福祉法に基づき、都道府県知事の認可によって設置される児童福祉施設のことで、保護者が就労や疾病などのために乳幼児の保育ができないとき、保護者に代わって保育をし、児童の発達と保護者の就労を支援します。

認証保育所

東京都で定めた要件を満たし、都知事が認証した保育施設です。民間事業者による自主事業で、都市部の多様なニーズに対応することを目的としています。

認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設です。

ネウボラネットワーク

ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」の意味で、子どもを安心して健やかに産み育てられるよう、「妊娠～出産～育児」の切れ目のない支援のしくみをネウボラネットワークと呼び、品川区では平成 27 年 11 月から取り組んでいます。

【は行】

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市区町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給するしくみです。（法第 19 条）

【や行】

幼児教育

幼児に対する教育を意味し、家庭、地域、保育園・幼稚園など、幼児が生活するすべての場において行われる教育を指します。

幼稚園

満３歳から小学校就学までの幼児教育を行う施設です（区立は４・５歳が対象）。預かり保育（教育時間外の保育）については区立では全園、私立では一部を除いて実施しています。

幼保一体施設

幼稚園と保育園のそれぞれの培ってきたメリットを融合させ、０歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設です。

要支援・要保護児童

「児童福祉法」で定められている言葉です。要支援児童は、要保護児童以外の「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」をさします。要保護児童は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」をさし、社会的養護が必要な子どもや虐待を受けた子どもなどを対象に用いられています。

第二期品川区
子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度
（2020 年度～2024 年度）

令和2年4月発行
品川区　子ども未来部　保育課
〒140-8715　川区広町2-1-36　品川区役所
電話:03-5742-6724 / FAX:03-5742-6350

わ!しながわを合い言葉に、
とっておきの品川を発信していきます。

わ!しながわ しながわは子育てにやさしいまち

© 2001, 2020 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO.G 604470